

令和5年（2023年）第2回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和5年（2023年）2月14日

枚方市教育委員会

令和5年（2023年）第2回 枚方市教育委員会
定例会議案書

日程 1	教育長報告
---------	-------

案 件 名		
日程 2	報告第26号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（令和5年度当初予算額（教育関係）について）の意思決定について
日程 3	報告第27号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（令和4年度補正予算額（第10号）（教育関係）について）の意思決定について

○開催日時 令和5年（2023年）2月14日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)2月14日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第22号

議会の議決事項（令和5年度当初予算額（教育関係）について）の意思決定について

- 2 -

議会の議決事項（令和5年度当初予算額（教育関係）について）の
意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会
規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）2月8日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

- 3 -

令和5年度当初予算額（教育関係）
（単位：千円）

款 項	目 本 年 度 前 年 度 比	本年度の財源内訳		財源の 内訳			
		特 定 財 源	地方債 その他				
9. 教育費							
(款)	11,854,225	11,910,023	▲55,798	202,122	1,154,600	90,777	10,406,726
(項)							
(1) 教育総務費							
	3,414,456	3,183,904	230,552	80,105	-	3,151	3,331,200
1. 教育委員会費	8,417	8,787	▲370	-	-	-	8,417
2. 事務局費	2,011,855	1,991,868	19,987	14,810	-	2,001	1,995,044
3. 教育研究費	1,335,507	1,125,567	209,940	61,883	-	-	1,273,624
4. 教育文化センター費	58,677	57,682	995	3,412	-	1,150	54,115
(2) 小学校費							
	2,831,373	3,741,384	▲910,011	40,805	286,200	8,891	2,485,477
1. 小学校管理費	2,315,783	3,261,622	▲945,839	26,091	286,200	8,579	1,994,913
2. 小学校教育振興費	389,988	353,591	36,397	13,463	-	312	376,213
3. 小学校保健衛生費	125,602	126,171	▲569	1,251	-	-	124,351
(3) 中学校費							
	2,096,978	1,461,129	635,849	26,525	721,800	4,396	1,344,257
1. 中学校管理費	1,799,893	1,160,430	639,463	14,769	721,800	4,396	1,058,928
2. 中学校教育振興費	240,144	243,208	▲3,064	11,164	-	-	228,980
3. 中学校保健衛生費	56,941	57,491	▲550	592	-	-	56,349
(4) 幼稚園費							
	597,066	595,653	1,413	34,515	0	12,058	550,493
1. 幼稚園費	597,066	595,653	1,413	34,515	-	12,058	550,493
(5) 社会教育費							
	1,141,893	1,136,867	5,026	20,172	43,000	28,180	1,050,541
1. 社会教育総務費	27,461	24,246	3,215	2,944	-	-	24,517
3. 図書館費	1,114,432	1,112,621	1,811	17,228	43,000	28,180	1,026,024
(6) 保健体育費							
	1,772,459	1,791,086	▲18,627	-	103,600	34,101	1,634,758
2. 学校開放事業費	1,956	2,049	▲93	-	-	-	1,956
4. 学校給食費	1,770,503	1,789,037	▲18,534	-	103,600	34,101	1,632,802
(款)							
3. 民生費	1,609,394	1,232,976	376,418	545,393	-	472,666	591,335
(項)							
(2) 児童福祉費							
	1,609,394	1,232,976	376,418	545,393	-	472,666	591,335
1. 児童福祉総務費	97,813	70,312	27,501	1,433	-	-	96,380
8. 放課後児童対策費	1,511,581	1,162,664	348,917	543,960	-	472,666	494,955

令和5年度当初予算額		概要説明(歳入)		(単位:千円)	
款項目	前	概要説明	前年度		
(歳)					
13. 分担金及び負担金	13,076				
(項)					
(2) 負担金	13,076				
4. 教育費負担金	13,076	1. 教育費負担金	13,076	13,302	
		1. スポーツ振興センター負担金			
		幼稚園 1人 175円×575人			
		小学校 1人 460円×18,862人			
		中学校 1人 460円×9,545人			
(歳)					
14. 使用料及び手数料	356,915				
(項)					
(1) 使用料	356,909				
2. 民生使用料	350,001	1. 民生使用料	350,001	361,303	
		1. 留守家庭児童会室保育料			
8. 教育使用料	6,908	1. 教育使用料	6,908	1,100	1,100
		1. 教育文化センター使用料			
		2. 幼稚園預かり保育料		2,480	2,451
		3. 図書館多目的室使用料		100	500
		4. 行政財産使用料		3,228	3,084
(項)					
(2) 手数料	6				
7. 教育手数料	6	1. 教育手数料	6	6	皆増
(歳)					
15. 国庫支出金	167,533				
(項)					
(2) 国庫補助金	167,533				
7. 教育費国庫補助金	167,533	1. 教育費補助金	167,533	1,675	1,675
		1. 理科教育振興費補助金			
		(1) 小学校	675		
		1,350千円×1/2			
		(2) 中学校	1,000		
		2,000千円×1/2			
		2. 要保護児童生徒援助費補助金			
		(1) 小学校	846		
		(2) 中学校	1,309		
		3. 学校自治費補助金			
		(1) 小学校	1,026		
		(2) 中学校	582		
		4. 支援学校等就学援助費補助金			
		(1) 小学校	12,617		
		(2) 中学校	5,222		
		5. いじめ対策・不登校支援等推進事業補助金			
		6. 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金			
		7. 医療的ケアのための看護師配置事業補助金			
		8. コミュニティ・スクール推進体前倒建築事業補助金			
		9. 学校施設建設費交付金			
		10. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業費補助金			
		11. 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金			

令和5年度当初予算額		概要説明(歳入)		(単位:千円)	
款項目	前	概要説明	前年度		
(歳)					
16. 府支出金	6,619				
(項)					
(1) 府補助金	6,619				
8. 教育費府補助金	6,619	1. 教育費補助金	6,619		皆増
(歳)					
17. 財産収入	2,982				
(項)					
(1) 財産運用収入	2,882				
1. 財産貸付収入	2,880	1. 土地建物貸付収入	2,880	2,880	2,880
2. 利子及び配当金	2	2. 基金積立金利子収入	2	2	2
(項)					
(2) 財産売却収入	100				
2. 物品売却収入	100	1. 物品売却収入	100	100	100
(歳)					
18. 寄附金	5,000				
(項)					
(1) 寄附金	5,000				
7. 教育関係寄附金	5,000	1. 指定寄附金	5,000	1,659	
(歳)					
19. 繰入金	4,500				
(項)					
(1) 基金繰入金	4,500				
1. 基金繰入金	4,500	1. 基金繰入金	4,500	3,000	
(歳)					
20. 諸収入	139,908				
(項)					
(5) 雑収入	139,908				
1. 雑収入	139,908	1. 電気使用料等雑収入	614	445	
		2. 公衆電話取扱収入	3	3	
		3. 留守家庭児童会室前食費負担金	120,000	皆増	
		4. 図書館資料複写等収入	42	104	
		5. 学校事故保険金収入	1,500	1,500	
		6. 保険料等雑収入	2,665	皆増	
		7. 教育文化センター資料複写等収入	11	11	
		8. 金属売却収入	500	300	
		9. 図書館有料広告収入	700	700	
		10. 図書館読書券料等売却収入	10	1	
		11. ネーミングライツ料	99	66	
		12. 幼稚園給食費負担金	9,450	5,670	
		13. その他雑収入	4,314	4,039	

款 項 目	概 要 説 明 (歳出)	前 年 度
令和5年度当初予算額	概要説明 (歳出)	
(歳) 教 育 費 11,854,225		
(項) 教育総務費 3,414,456		
1. 教育委員会費 8,417	1. 報 酬 8,160 2. 旅 費 150 18. 負担金補助及び交付金 107	8,160 8,160 500 127
2. 事務局費 2,011,855	1. 報 酬 279,284 2. 給 料 573,810 3. 職員手当等 470,965 4. 共 済 費 253,489 5. 災害相償費 1,800 7. 報 償 費 26,833 8. 旅 費 10,844 9. 交 際 費 130 10. 需 用 費 11,438 11. 役 務 費 15,677 12. 委 託 料 174,986 13. 使用料及び賃借料 123,491 15. 原材料費 50 17. 備品購入費 51,891 18. 負担金補助及び交付金 13,689 21. 補償補填及び賠償金 1,500	1,579,348 1,604,167
	教育委員会の運営に要する経費 1. 人件費 教育委員会委員4人 2. 教育委員活動経費 旅 150 3. 各種負担金 (1) 大阪府都市教育委員会連絡協議会負担金 (2) 北河内地区教育委員研修会負担金	8,160 8,160 150 107 97 10
	教育全般の管理及び共通事務に要する経費 1. 人件費 (1) 特別職 ア. 給料 イ. 手当 ウ. 共済費 教育長 (2) 教育に関する事務の点検評価員 3人 (3) 学校規模等適正化審議会委員 ア. 報 酬 18人 (4) 特別職非常勤職員 ア. 報 酬 1人 (5) トライアム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 382人 (6) 一般職員 施設計画課 1人 建築課 9人 設備課 14人 施設管理課 16人 教育政策課 16人 新しい学校推進室 9人 学校支援課 10人 児童生徒支援課 14人 教職員課 10人 教育研修課 16人 教育指導課 14人 (7) 再任用職員 5人 (8) 任期付常勤職員 2人 (9) 公務災害補償費 2. 学校園整備経費 (1) 機械整備委託料 (2) 学校安全監視事業経費 報 15,300 消 1 修 1 通 1 保 180 委 19,105 3. 教職員福利厚生費 ア. 教職員健康診断等委託料 イ. 胃検診委託料 ウ. 子宮がん検査委託料 エ. B型肝炎検査委託料	17,084 9,231 5,162 2,691 86 1,026 900 358,213 277,272 44,686 36,255 1,157,473 1,800 67,702 74,583 16,771 16,771

款 項 目	概 要 説 明 (歳出)	前 年 度
令和5年度当初予算額	概要説明 (歳出)	
イ. 乳がん検査委託料 ロ. C型肝炎検査委託料 ハ. V/D/T視機能検査委託料 ニ. 乳がん検査委託料		
4. 交通車従員経費 報 5,504 保 70		5,574 5,444
5. 小学校通学安全事業経費 報 3,947 保 70 委 13,408		17,425 16,871
6. 学校行事看護師等同行経費 報 1,696 通 682 保 25 使 460		2,864
7. 学校事故等賠償金 8. 各種補助金 (1) 枚方市奨学金 公 立 月 額 4,500人 105人 私 立 月 額 6,500人 115人 (2) 枚方市交通災害遭見奨学金 月 額 5,000人 6人		1,500 15,024 360
9. 各種負担金 (1) 大阪府都市教育長協議会負担金 (2) 近畿都市教育長協議会負担金 (3) 全国都市教育長協議会負担金 (4) 北河内地区教育長協議会負担金 (5) 近畿都市教育長協議会総会負担金 (6) 近畿都市教育長協議会研修会負担金 (7) 大阪府公立学校施設整備期成会負担金 (8) 北河内地区教育長協議会負担金 (9) 中核市教育長会負担金 (10) 安全運転管理者講習会負担金 (11) 全国都市教育長協議会定期総会負担金 (12) 教育再生首長会議負担金 (13) 全国ICT教育首長協議会負担金		67 1 33 60 1 1 6 1 45 15 1 20 10
10. 教育委員会会議録作成経費 委 60		60 100
11. 車両管理経費 燃 2,440 修 1,786 負 76		4,302 4,437
12. 学事情報システム事業経費 委 1,042 使 624		1,666 1,825
13. 教職員出勤退勤システム入賃貸借 (1) 教育内部系教職員出勤退勤システム入賃貸借 使 6,420		6,420 6,420
14. 教職員出勤退勤システム保守委託料 15. 情報セキュリティ関係経費 使 4,483		885 4,483 3,644
16. 学校保健推進経費 報 385 消 25		410 410
17. 授業目的公衆送信補償経費 負 4		4 4
18. 学校プロダクト情報発信事業経費 使 6,294		6,294 6,299
19. 校務用 ICT機器等管理運営経費 (1) 機器賃借料 使 77,604 (2) 諸 経 費 消 300 修 100 委 16,336 使 460		77,604 21,870 99,474 92,243
20. 階段昇降車経費 修 843 委 960		1,803 1,692

款 項 目	概 要 説 明 (歳出)	前 年 度
3. 教育研究費 1,335,507	<p>1. 報 酬 276,389</p> <p>2. 給 料 407,799</p> <p>3. 職員手当等 297,830</p> <p>4. 共 済 費 171,203</p> <p>7. 報 償 費 55,508</p> <p>8. 旅 費 14,135</p> <p>10. 需 用 費 8,016</p> <p>11. 役 務 費 1,183</p> <p>12. 委 託 料 42,413</p> <p>13. 使用料及び賃借料 48,700</p> <p>15. 原材料費 31</p> <p>17. 備品購入費 2,941</p> <p>18. 負担金補助及び交付金 9,479</p>	<p>21. 教職員生活相談運営経費 700</p> <p>22. 校務の情報化推進事業経費 22,962</p> <p>23. 学校園メール配信事業経費 2,277</p> <p>24. 教職員メンタルヘルズ対策事業経費 500</p> <p>25. 学校ICT機器等整備事業経費 57,858</p> <p>(1) 機器購入費 10</p> <p>(2) 諸 経 費 57,848</p> <p>26. 新型コロナウイルス感染症対策経費 43,943</p> <p>(1) 感染拡大防止対策事業費 814</p> <p>27. 医療的ケア運営経費 1,500</p> <p>28. 学校園施設等環境整備経費 54,700</p> <p>29. 車両購入経費 2,200</p> <p>小型貨物車 買替 1台</p> <p>30. 事務経費 37,661</p> <p>報 酬 1 旅 10,844 交 130 消 2,429</p> <p>燃 40 印 1,126 光 21 修 9</p> <p>医 1 通 1,975 広 1 手 5</p> <p>保 5,183 委 12,161 使 731 原 50</p> <p>備 1,064 負 303</p>
	<p>21. 教職員生活相談運営経費 700</p> <p>22. 校務の情報化推進事業経費 22,962</p> <p>23. 学校園メール配信事業経費 2,277</p> <p>24. 教職員メンタルヘルズ対策事業経費 500</p> <p>25. 学校ICT機器等整備事業経費 57,858</p> <p>(1) 機器購入費 10</p> <p>(2) 諸 経 費 57,848</p> <p>26. 新型コロナウイルス感染症対策経費 43,943</p> <p>(1) 感染拡大防止対策事業費 814</p> <p>27. 医療的ケア運営経費 1,500</p> <p>28. 学校園施設等環境整備経費 54,700</p> <p>29. 車両購入経費 2,200</p> <p>小型貨物車 買替 1台</p> <p>30. 事務経費 37,661</p> <p>報 酬 1 旅 10,844 交 130 消 2,429</p> <p>燃 40 印 1,126 光 21 修 9</p> <p>医 1 通 1,975 広 1 手 5</p> <p>保 5,183 委 12,161 使 731 原 50</p> <p>備 1,064 負 303</p>	<p>700</p> <p>22,962</p> <p>2,277</p> <p>500</p> <p>57,858</p> <p>10</p> <p>57,848</p> <p>43,943</p> <p>814</p> <p>1,500</p> <p>54,700</p> <p>2,200</p> <p>37,661</p> <p>1,153,101</p> <p>928,954</p>

款 項 目	概 要 説 明 (歳出)	前 年 度
	<p>(3) 教頭会負担金 378</p> <p>(4) 各教科等研究会負担金 1,244</p> <p>(5) 支援教育研究会負担金 473</p> <p>(6) 担当課長会負担金 389</p> <p>(7) 枚方市人権教育研究会負担金 333</p> <p>(8) 人権研促負担金 4</p> <p>4. 通路指導連絡会経費 34</p> <p>消 通 5</p> <p>5. 多文化共生教育研究経費 211</p> <p>報 90 消 95 印 1 通 1</p> <p>6. 学校園活性化事業経費 27,968</p> <p>報 14,189 旅 103 消 6,558 印 300</p> <p>修 1 医 1 保 49</p> <p>委 3,894 使 300 原 1 備 2,071</p> <p>負 500</p> <p>7. 総合的教育力匠性化事業経費 3,800</p> <p>委 3,800</p> <p>8. 学校支援社会人等指導者活用事業経費 3,890</p> <p>報 3,800 保 90</p> <p>9. 支援教育学校園支援事業経費 500</p> <p>報 500</p> <p>10. 「まなびのび」サポート事業経費 1,420</p> <p>報 1,300 保 120</p> <p>11. 生徒指導等研修経費 61</p> <p>報 60 消 1</p> <p>12. 青少年健全育成事業経費 128</p> <p>報 28 負 100</p> <p>13. セルソワらし〜運動体験事業経費 910</p> <p>使 910</p> <p>14. 英語教育推進事業経費 17,012</p> <p>報 90 消 1 印 9</p> <p>15. 不登校支援協力員配置事業経費 14,109</p> <p>報 14,084 保 25</p> <p>16. 「心の教室相談員」配置事業経費 8,385</p> <p>報 8,360 保 25</p> <p>17. スクールアドバイザー派遣事業経費 240</p> <p>報 240</p> <p>18. いじめ問題対策事業経費 306</p> <p>報 300 通 6</p> <p>19. 学校問題解決支援事業経費 1,200</p> <p>報 300 委 900</p> <p>20. 就学前支援教育推進事業経費 3,039</p> <p>報 3,024 保 15</p> <p>21. 福祉・教育ソーシャルワーク事業経費 1,500</p> <p>通 660 備 840</p> <p>22. 学校防災キャンパス事業経費 300</p> <p>委 300</p> <p>23. 学校ビオトープ池整備事業経費 382</p> <p>消 256 修 76 原 20</p> <p>24. 学力向上推進事業経費 53,805</p> <p>委 29,495 使 24,310</p> <p>25. コミュニティ・スクール推進事業経費 440</p> <p>報 60 旅 160 消 220</p> <p>26. 中学校武道道推進事業経費 5,919</p> <p>使 5,919</p> <p>27. 子どもの笑顔を守るスクール事業経費 2,886</p>	<p>378</p> <p>1,244</p> <p>473</p> <p>389</p> <p>333</p> <p>4</p> <p>34</p> <p>5</p> <p>211</p> <p>95 印 1 通 1</p> <p>27,968</p> <p>103 消 6,558 印 300</p> <p>1 医 1 保 49</p> <p>3,894 使 300 原 1 備 2,071</p> <p>500</p> <p>3,800</p> <p>3,890</p> <p>3,800 保 90</p> <p>500</p> <p>1,420</p> <p>1,300 保 120</p> <p>61</p> <p>1</p> <p>128</p> <p>28 負 100</p> <p>910</p> <p>17,012</p> <p>1 印 9</p> <p>14,109</p> <p>25</p> <p>8,385</p> <p>25</p> <p>240</p> <p>306</p> <p>6</p> <p>1,200</p> <p>900</p> <p>3,039</p> <p>15</p> <p>1,500</p> <p>840</p> <p>300</p> <p>382</p> <p>76 原 20</p> <p>53,805</p> <p>24,310</p> <p>440</p> <p>220</p> <p>5,919</p> <p>2,886</p>

令和5年度当初予算額	概要説明 (歳出)	概要	説明	前年度	
4. 教育文化センター 一費	1. 報酬 14,282 2. 職員手当等 1,407 3. 職員手当等 1,407 4. 共済費 1,165 7. 報償費 6,391 8. 旅費 656 10. 需用費 11,699 11. 役務費 819 12. 委託料 14,282 13. 使用料及び賃借料 1,491 15. 原材料費 1 17. 備品購入費 5,834 18. 負担金補助及び交付金 620 22. 償還金利子及び割引料 30	教育文化センターの管理運営及び教育の充実・文化の振興に要する経費	1 人件費 1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報酬 イ. 手当 ウ. 共済費 2. 施設管理経費 (1) 各種委託料 ア. 消防委託料 イ. 防災設備点検委託料 ウ. 夜間警備委託料 エ. 自動扉保守点検委託料 オ. 自動扉設備点検委託料 カ. 冷暖房設備点検委託料 キ. エレベーター保守点検委託料 ク. 電気保安業務委託料 ク. 浄化槽管理委託料 ク. 建築物環境衛生管理委託料 サ. 学校理科薬品廃棄処理委託料 シ. 市有建築物定期点検委託料 ス. 防火対象物定期点検委託料 セ. クレジット代理収納委託料 ソ. 冷温水機ばい理測定委託料 タ. 樹木剪定委託料 チ. ビデオ調律委託料 ツ. 理科薬品廃棄処分委託料 (2) 諸経費 消遣 100 光 10,322 修 30 3. 適応指導教室経費 報 3,289 旅 8 備 5 消 55 保 28 4. 教職員研修講座等開催経費 報 2,752 旅 100 消 250 印 60 ア 1 手 5 保 15 委 1 負 600	82 298 298 5,095 2,535 20 2,703 100 3,000 380 49 16,854 16,854 30,850 14,281 30,044 16,854 16,997	298 5,095 2,125 2,708 500 8,000 380 11,645
	28. 読書活動推進事業経費 旅 298 29. 帰国児童等に対する教育指導員派遣事業経費 報 5,000 消 80 保 15 30. GIGAフェスティバル開催事業経費 報 800 消 170 印 25 通 20 31. 道路選択支援事業経費 委 1,320 使 200 32. 教職員の研修に要する経費 報 2,703 33. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 修学旅行等負担金 34. 中学校部活動地域連携協議会費 (1) 中学校部活動地域連携検討協議会費 報 380 35. 事務経費 旅 13,574 消 5 印 5 通 1 委 1 使 150 負 1	82 298 5,095 2,535 20 2,703 100 3,000 380 49 16,854 16,997	298 5,095 2,125 2,708 500 8,000 380 11,645		

令和5年度当初予算額	概要説明 (歳出)	概要	説明	前年度	
(項) (2) 小学校費 2,831,373	1. 小学校管理費 2,315,788	1. 報酬 134,134 2. 給料 47,958 3. 職員手当等 50,790 4. 共済費 44,931 7. 報償費 1,515 8. 旅費 6,830 10. 需用費 636,188 11. 役務費 16,048 12. 委託料 320,135 13. 使用料及び賃借料 817,225 14. 工事請負費 368,257 15. 原材料費 5,870 17. 備品購入費 146,086 18. 負担金補助及び交付金 19,816	小学校の学校運営に要する経費 令和5年4月1日見込 学校数 44校 学級数 964学級 児童数 19,767人 1. 人件費 (1) 小中学校体育館空調設備備付DPO事業者選定審査委員会 4人 (2) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報酬 イ. 手当 ウ. 共済費 80人 (3) 一般職員 校務員 10人 (4) 再任用職員 2人 2. 施設管理経費 (1) 各種委託料 ア. 電気工作物保安管理業務委託料 イ. 漏水調査委託料 ウ. 受水槽高梁水槽清掃点検委託料 エ. フールろ過装置保守点検委託料 オ. フール清掃委託料 カ. 消防設備点検委託料 キ. 害虫駆除委託料 ク. エレベーター保守点検委託料 ク. 文化財調査委託料 ク. 浄化槽維持管理委託料 ク. 市有建築物定期点検委託料 シ. 管理用地測量委託料 ソ. 通学路用地等賃借料 (2) 通学路用地等賃借料 (3) 固有地賃借料 (4) 負担金 ア. 船舶小学校間運水路維持負担金(土地改良区) ア. 運営経費 (1) 教材教具費【備】 ア. 一般教材(庁用器具) 60,937 イ. 一般教材(機械器具) 1,000 ウ. 支援学級教材 2,430 エ. 理療法教材 1,350	120 20 10 60 350 824 2,114 50 300 270 1,949 277,813 234,571	87 20 10 60 270 1,949 277,813 234,571
	5. 車両管理経費 燃 60 修 60 6. 各種負担金 (1) 近畿教育研究所連盟負担金 (2) 研究会等参加負担金 7. 馬とのふれあい体験事業経費 使 60 8. 授業の達人養成事業経費 報 350 9. 教育文化センターコンピュータ機器更新経費 使 823 備 1 10. 事務経費 旅 551 消 220 印 1 修 50 医 10 通 770 手 1 使 300 原 1 備 200	120 20 10 60 350 824 2,114 50 300 270 1,949	87 20 10 60 270 1,949		

款 目	概 要 説 明 (歳出)	概 要 説 明	前 年 度
	(2) 図購入費 (3) スターン振興センター負担金 (4) 遊具更新経費 (5) 諸経費 報 1,515 旅 520 消 114,167 燃 5,544 食 553 印 3,094 光 442,317 修 14,090 飼 244 医 3,848 通 9,812 手 4,148 保 2,088 委 1 使 38,446 原 3,270 負 1,307 4. A.E.D (自動体外式除細動器) 管理経費 4,254 消 30 使 4,224	30,949 18,269 29,840 644,964 5,544 14,090 4,148 3,270 4,254	882 882 882
2. 小学校教育振興費 389,388	10. 需用費 882 12. 委託料 1,782 13. 使用料及び賃借料 3,030	1. クラブ活動経費 882 2. 就学援助費 1,782 (1) 要保護、要配慮児童援助費 (共) (2) 支援学級等就学援助費 (共)	882 389,621 26,135
	6. 学校園施設改善事業経費 (1) 施設改善維持補修経費 ア. 消耗品費 258,995 イ. 修繕料 ウ. 築地設計委託料 エ. 工事請負費 オ. 排水路清掃委託料 カ. 学校エレベーター整備事業経費 キ. 実地設計委託料 ク. 工事請負費 コ. 工事請負費 (2) 学校エレベーター改修事業経費 5,200 燃 600 使 2,000 原 2,600 7. 教室整備事業経費 26,070 使 26,070 8. 空調設備維持管理業務委託料 76,972 (1) 修繕料 (2) 空調設備維持管理業務委託料 (3) 教室等空調設備更新詳細検討調査及び実施支援業務委託料 9. 学校ICT学習環境整備事業経費 469,379 (1) 機器賃借料 386,386 (2) 機器更新費 38,701 使 32,321 備 6,380 (3) ICT学習環境整備費 40,464 修 1 委 40,463 (4) 諸経費 3,828 委 3,828 10. 新型コロナウイルス感染症対策経費 2,200 (1) 衛生管理臨時事業費 2,200 委 2,200 11. 学校水泳授業民間活用事業経費 44,136 委 38,657 使 5,478 12. 教育支援ソフト関連経費 13,200 備 13,200 13. 事務経費 6,310 旅 6,310	258,995 5,200 26,070 76,972 469,379 386,386 38,701 40,464 3,828 2,200 44,136 13,200 6,310	882 389,621 26,135

款 目	概 要 説 明 (歳出)	概 要 説 明	前 年 度
	18. 負担金補助及び交付金 2,373 19. 扶助費 381,921 6. 事務経費 3,030 使	3. 通学困難児童通学等タクシー支援経費 (共) 1,300 4. 授業目的公衆送信補償経費 2,373 5. ソフト印刷本「わたしたちのまちの方」システム運用事業経費 1,782 委 1,782 6. 事務経費 3,030 使	1,084 2,655 1,684 1,367
3. 小学校保健衛生費 125,602	1. 報 酬 75,973 7. 報 酬 12,097 8. 旅 費 490 10. 需 用 費 1,174 11. 役 務 費 801 12. 委 託 料 30,754 17. 備 品 購 入 費 1 18. 負担金補助及び交付金 605 19. 扶 助 費 3,707 3. 健康相談等報償金 4. 各 種 負 担 金 (1) 大阪府学校保健会負担金 71 (2) 大阪府保健主事部会負担金 44 (3) 大阪府学校保健主事部長会負担金 1 (4) 北河内学校保健研究協議会負担金 22 (5) 大阪府学校保健推進協議会負担金 50 (6) 歯科健診介助者負担金 160 (7) 予防接種健康被害対策経費 3,707 5. 学校病治療費 (共) 257 6. 予防接種健康被害対策経費 257 (1) 医療費、医療手当等 [交付金] 7,947 7. 就学時健康診断事業経費 1 委 4,530 報 3,416 保 8. 事務経費 490 消 453 印 200 修 1 旅 520 通 800 備 1	75,973 12,097 490 1,174 801 30,754 1 605 3,707 71 44 1 22 50 160 3,707 257 7,947 4,530 1 1	75,973 77,629
(項) 中学校費 2,096,978	1. 報 酬 74,280 2. 給 料 21,513 3. 職員手当等 25,794 4. 共 済 費 22,956 7. 報 酬 715 8. 旅 費 4,048 10. 需 用 費 293,401 11. 役 務 費	中学校の学校運営に要する経費 令和5年4月1日見込 学 校 数 19校 学 級 数 376学級 生 徒 数 10,174人 1. 人 件 費 144,543 4人 (2) パートタイム会計年度任用職員 104,553 7. 報 酬 74,256 イ. 手 当 14,336 ウ. 共 済 費 15,961 43人 (3) 一般職員 31,835 校務員 4人	1,300 2,373 1,782 3,030 75,973 77,629
1. 中学校管理費 1,799,893	1. 報 酬 74,280 2. 給 料 21,513 3. 職員手当等 25,794 4. 共 済 費 22,956 7. 報 酬 715 8. 旅 費 4,048 10. 需 用 費 293,401 11. 役 務 費	中学校の学校運営に要する経費 令和5年4月1日見込 学 校 数 19校 学 級 数 376学級 生 徒 数 10,174人 1. 人 件 費 144,543 4人 (2) パートタイム会計年度任用職員 104,553 7. 報 酬 74,256 イ. 手 当 14,336 ウ. 共 済 費 15,961 43人 (3) 一般職員 31,835 校務員 4人	882 389,621 26,135

款項目	概要説明(歳出)	概要説明	前年度
令和5年度当幼子費額	概要説明(歳出)		
(項)			
(4) 幼稚園費			
597,066			
1. 幼稚園費			
597,066			
1. 報酬	幼稚園等の学校運営に要する経費		
137,343	令和5年4月1日見込		
2. 給料	市立幼稚園数 6園		
166,877	学級数 18学級		
	園児数 525人		
3. 職員手当等	1. 人件費		
115,904	(1) 特別職非常勤職員		
4. 共済費	ア. 報酬		
66,598	イ. 手当		
7. 報償費	ア. 報酬		
2,790	イ. 手当		
8. 旅費	ア. 報酬		
5,355	イ. 手当		
10. 需用費	ウ. 共済費		
37,579	178人		
11. 役員費	(3) フルタイム会計年度任用職員		
2,653	ア. 給料		
3,891	イ. 手当		
1,759	ウ. 共済費		
1.759	1人		
14. 工事請負費	(4) 臨時的任用職員		
49,014	4人		
15. 原材料費	(5) 一般職員		
400	20人		
6,596	(6) 任期付非常勤職員		
交付金	23人		
306	1		
22. 償還金利子及び割引料	2. 各種委託料		
	(1) 健康診断委託料		
	ア. 尿検査		
	イ. 空気検査委託料		
	ウ. 管理用地測量委託料		
	エ. 消防設備点検委託料		
	エ. 樹木伐採・草刈委託料		
	オ. 害虫駆除委託料		
	カ. 浄化槽維持管理委託料		
	キ. 市有建築物定期点検委託料		
	ク. エアコンクリーニング委託料		
	4. 運営経費		
	(1) 教材教具等及び図書購入費		
	備 2,231		
	(2) スポーツ振興センター負担金		
	(3) 大阪府学校保健会負担金		
	(4) 歯科健診介助者負担金		
	(5) 諸経費		
	旅 248 消 5,500 燃 1 食 72		
	印 469 光 9,538 修 385 保 124		
	医 76 通 547 手 156 保 46		
	委 1 使 100 原 400 負 119		

款項目	概要説明(歳出)	概要説明	前年度
令和5年度当幼子費額	概要説明(歳出)		
(項)			
(5) 社会教育費			
1,141,993			
1. 社会教育総務費			
27,461			
1. 報酬	社会教育活動の推進に要する経費		
1,377	1. 人件費		
7,265	(1) 社会教育委員		
658	11人		
11. 役員費	(2) パートタイム会計年度任用職員		
669	ア. 報酬		
12. 委託料	1人		
17,479	2. 社会教育(人補) 講座等開催経費		
8	報 40		
17. 備品購入費	3. 各種負担金		
1	(1) 大阪府社会教育振興協議会負担金		
4	(2) 社会教育関係研修会参加負担金		
	4. 校方市日本語・多文化共生教室開催経費		
	報 5,721 消 5 保 163 使 8		
	5. はたちのつどい実施経費		
	報 1,223 手 450 食 17,452 1 印 200		
	通 500 手 1 委 17,452		
	6. 社会教育主催事業経費		
	(1) 社会教育基礎講座開催事業経費		
	報 80 消 81		
	(2) 家庭教育支援事業経費		
	報 200 消 1 通 5		
	7. 事務経費		
	報 1 委 27		
	5. A・E・D(自動体外式除細動器)管理経費		
	使 481		
	6. 幼稚園等幼児教育充実事業経費		
	報 360 消 228		
	7. 学校園施設改修事業経費		
	(1) 施設改修維持補修経費		
	ア. 修繕料		
	イ. 工事請負費		
	8. 幼稚園保護者支援充実事業経費		
	(1) 預かり保育事業費		
	印 114 手 15 委 76 還 1		
	(2) 幼児教育教室事業費		
	報 180 消 300		
	9. 新型コロナウイルス感染症対策経費		
	(1) 感染拡大防止対策事業費		
	消 3,935		
	10. 幼児ことばの教室事業経費		
	報 2,250 消 27 保 15		
	11. 幼稚園給食実施事業経費		
	(1) 工事請負費		
	(2) 諸経費		
	消 1,960 財 9,450 委 955 備 4,365		
	12. 幼稚園ICT整備等事業経費		
	通 1,875 使 1,178		
	13. 事務経費		
	旅 5,107		

款 項 目	概 要 説 明	前 年 度
10. 需用費	ウ. 共 済 費 44人	48,748
11. 役 務 費	(4) 任期付短時間職員 45人	176,208
12. 委 託 料	2. 枚方子どいきいき広場事業経費	31,212
13. 使用料及び賃借料	報 補 1,000 消 29,425	487
14. 工事請負費	3. 施設管理経費	23,857
15. 原材料費	(1) 維持補修工事費	1,500
17. 備品購入費	(2) 児童会室備品購入費	8,500
18. 負担金補助及び交付金	(3) 各種委託料 ア. 市有建築物定期点検委託料 イ. 消防設備点検委託料 ウ. 警備委託料 エ. 産業廃棄物処理委託料 オ. 除草委託料 カ. 建替引越委託料 キ. エアコン保守点検委託料	6,548
22. 償還金利子及び割引料	(4) 諸 経 費 キ. エアコン保守点検委託料	7,309
	4. 運営経費	137,946
	(1) 指導員研修会費	300
	(2) 児童傷害保険料	5,627
	(3) 検便委託料	2,496
	(4) 保育科口歴振替等関係費	1,595
	(5) 留守家庭児童会室システム委託料	117,363
	(6) 諸 経 費	230
	報 320 旅 324 消 5,385 燃	15,780
	食 1,223 印 980 光 9,700 脂	50,251
	医 305 通 18,871 広 900 委	12,110
	使 13,069 選 15	
	(7) 諸 経 費 (新型コロナウイルス感染症予防対応分)	
	消 9,600 備 2,510	8,729
	5. 放課後オンラインシステム事業経費	2,665
	消 1,760 印 110 通	663,200
	備 2,178	471
	6. 総合型放課後事業運営委託料	
	7. 車両管理経費	166 負 2
	消 3 燃 300 修	4,433
	8. 事務経費	22,763
	旅 4,433	

事業名	限度額	期間年度
図書館オンラインシステム運営経費	30,506	R5 ~ R10
図書館オンラインシステム運営経費	6,395	R5 ~ R9
校務用ICT機器等管理運営経費	173,385	R5 ~ R10
学校ICT機器等整備事業経費	23,140	R5 ~ R10
学校空調設備整備事業経費	10,896	R5 ~ R6
学校空調設備整備事業経費	1,121,076	R5 ~ R21
学校エレベーター整備事業経費	100,000	R5 ~ R6

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)2月14日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 25 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第23号

議会の議決事項（令和4年度補正予算額（第10号）（教育関係）について）の意思決定について

- 26 -

議会の議決事項（令和4年度補正予算額（第10号）（教育関係）について）の
意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）2月8日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

令和4年度補正予算額（第10号）（教育関係）

令和4年度補正予算額（第10号）（教育関係）一覧（歳出）		補正額の財源内訳		財源		（単位：千円）		
							特定	地方債
款	項目	補正前の額	補正額	計	特定	地方債	その他	一般財源
(款)	9. 教育費	12,469,157	3,784,174	16,253,331	831,613	2,833,800	6,026	112,735
(項)	(1) 教育総務費	3,141,857	▲ 35,963	3,105,894	▲ 509	-	-	▲ 35,454
	1. 教育委員会費	8,787	-	8,787	-	-	-	-
	2. 事務局費	2,007,144	▲ 15,565	1,991,579	▲ 509	-	-	▲ 15,056
	3. 教育研究費	1,065,853	▲ 11,898	1,053,955	-	-	-	▲ 11,898
	4. 教育文化センター費	60,073	▲ 8,500	51,573	-	-	-	▲ 8,500
(項)	(2) 小学校費	3,990,535	2,245,991	6,236,526	518,477	1,820,500	-	▲ 92,986
	1. 小学校管理費	3,510,773	2,247,358	5,758,131	517,635	1,820,500	-	▲ 90,777
	2. 小学校教育振興費	353,591	▲ 1,367	352,224	842	-	-	▲ 2,209
	3. 小学校保健衛生費	126,171	-	126,171	-	-	-	-
(項)	(3) 中学校費	1,577,115	1,294,183	2,871,298	303,645	1,013,300	-	▲ 22,762
	1. 中学校管理費	1,276,416	1,294,183	2,570,599	303,100	1,013,300	-	▲ 22,217
	2. 中学校教育振興費	243,208	-	243,208	545	-	-	▲ 545
	3. 中学校保健衛生費	57,491	-	57,491	-	-	-	-
(項)	(4) 幼稚園費	649,976	▲ 2,439	647,537	-	-	▲ 1,805	▲ 634
	1. 幼稚園費	649,976	▲ 2,439	647,537	-	-	▲ 1,805	▲ 634
(項)	(5) 社会教育費	1,154,526	28,979	1,183,505	-	-	7,831	21,148
	1. 社会教育総務費	26,890	▲ 990	25,900	-	-	-	▲ 990
	3. 図書館費	1,127,636	29,969	1,157,605	-	-	7,831	22,138
(項)	(6) 保健体育費	1,955,148	253,423	2,208,571	10,000	-	-	243,423
	2. 学校開放事業費	2,049	-	2,049	-	-	-	-
	4. 学校給食費	1,953,099	253,423	2,206,522	10,000	-	-	243,423
(款)	3. 民生費	1,230,295	15,140	1,245,435	▲ 28,424	-	-	43,564
(項)	(2) 児童福祉費	1,230,295	15,140	1,245,435	▲ 28,424	-	-	43,564
	1. 児童福祉総務費	98,583	-	98,583	-	-	-	-
	7. 青少年対策費	34,474	-	34,474	-	-	-	-
	8. 留守家庭児童対策費	1,097,238	15,140	1,112,378	▲ 28,424	-	-	43,564

款項目	節	概要説明	
(款) 15. 国庫支出金 830,096			
(項) (2) 国庫補助金 830,096			
7. 教育費国庫補助金 830,096	1. 教育費補助金 830,096	1. 公立学校情報機器整備費補助金 2. 学校保健特別対策事業費補助金 3. 民間資金等活用事業調査費補助金 4. 学校施設環境改善交付金	▲509 48,600 10,000 772,005
(款) 16. 府支出金 2,402			
(項) (2) 府補助金 2,402			
8. 教育費府補助金 2,402	1. 教育費補助金 2,402	1. 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金	2,402
(款) 18. 寄附金 7,831			
(項) (1) 寄附金 7,831			
7. 教育関係寄附金 7,831	1. 指定寄附金 7,831	1. 指定寄附金 子どもに本を届けるために	7,831
(款) 20. 諸収入 ▲1,805			
(項) (1) 雑収入 ▲1,805			
1. 雑収入 ▲1,805	1. 雑収入 ▲1,805	1. 幼稚園給食費負担金	▲1,805

款項目	節	概要説明	
(款) 9. 教育費 3,784,174			
(項) (1) 教育総務費 ▲35,963			
2. 事務局費 ▲15,565	12. 委託料 ▲4,564	1. 学校プロジェクト情報発信事業経費 使 ▲529	▲529
	13. 使用料及び賃借料 ▲529	2. 校務用ICT機器等管理運営経費 (1) 機器賃借料 ▲10,472	▲10,472
	17. 備品購入費 ▲10,472	3. 学校ICT機器等整備事業経費 (1) 諸経費 ▲1,018	▲1,018
		4. 事務経費 ▲3,546	▲3,546
3. 教育研究費 ▲11,898	12. 委託料 ▲5,898	1. 学校園活性化事業経費 委 ▲2,280	▲2,280
	18. 負担金補助及び交付金 ▲6,000	2. 英語教育推進事業経費 委 ▲3,618	▲3,618
		3. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 修学旅行等負担金	▲6,000
4. 教育文化センター費 ▲8,500	17. 備品購入費 ▲8,500	1. 施設管理経費 (1) 諸経費 備 ▲8,500	▲8,500
(項) (2) 小学校費 2,245,991			
1. 小学校管理費 2,247,358	10. 需用費 32,583	1. 運営経費 (1) 諸経費 光 7,631	7,631
	12. 委託料 ▲58,565	2. 新型コロナウイルス感染症対策経費 (1) 児童・生徒等の健康管理事業費 消 28,790 備 36,990	65,780
	13. 使用料及び賃借料 ▲5,867	(2) 衛生管理臨時事業費 委 ▲15,486	▲15,486
	14. 工事請負費 2,242,217	3. 学校水泳授業民間活用事業経費 委 ▲2,877 使 ▲5,867	▲8,744
	17. 備品購入費 36,990	4. 施設管理経費 (1) 各種委託料 ▲690	▲690
		5. 禁野小学校整備事業経費 (1) 設計委託料 ▲9,980 (2) 工事請負費 ▲105,012	▲114,992

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
9.教育費	(2) 小学校費	新型コロナウイルス感染症対策経費 (児童・生徒等の健康管理事業費)	-	61,650
		学校関連施設改修事業経費	-	1,075,086
		トイレ改修事業経費	-	1,377,000
		小中学校体育館空調設備整備DBO事業	-	848,730
	(3) 中学校費	新型コロナウイルス感染症対策経費 (児童・生徒等の健康管理事業費)	-	29,250
		学校関連施設改修事業経費	-	495,606
		トイレ改修事業経費	-	838,000
		小中学校体育館空調設備整備DBO事業	-	19,141
		中学校給食における全員給食実施事業経費 (学校給食施設整備等可能性調査委託料)	-	11,000
		施設管理経費 (滝葉西小学校給食調理場改修工事)	-	104,000
合 計		-	4,859,463	

令和5年（2023年）第2回 枚方市教育委員会
定例会議案書

（追加）

案 件 名		
日程 4	報告第28号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について
日程 5	報告第29号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）の意思決定について
日程 6	報告第30号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について
日程 7	報告第31号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の制定について）の意思決定について

○開催日時 令和5年（2023年）2月14日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)2月14日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第24号 議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について

- 2 -

議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）2月10日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 3 -

枚方市条例第 号

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

[前 略]

別表2の表に次のように加える。

枚方市支援教育充実審議会	生活上又は学習上の困難を有する児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実に関する調査審議	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育に関する専門的知識を有する者 (3) 福祉に関する専門的知識を有する者 (4) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (5) 関係団体を代表する者	
--------------	--	-------	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）					旧（現 行）				
別表（第1条、第2条関係）					別表（第1条、第2条関係）				
1 市長の附属機関 [表略]					1 市長の附属機関 [表略]				
2 教育委員会の附属機関					2 教育委員会の附属機関				
名 称	担 任 事 務	委員の定数	委 員 の 構 成	委員の委嘱期間	名 称	担 任 事 務	委員の定数	委 員 の 構 成	委員の委嘱期間
枚方市教育振興基本計画策定審議会	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市教育振興基本計画策定審議会	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市支援教育充実審議会	生活上又は学習上の困難を有する児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実に関する調査審議	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育に関する専門的知識を有する者 (3) 福祉に関する専門的知識を有する者 (4) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (5) 関係団体を代表する者						

報告第29号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)2月14日

枚方市教育委員会
 教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第25号 議会の議決事項（枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）の意思決定について

- 7 -

臨時代理第25号

議会の議決事項（枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）2月10日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 8 -

枚方市児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

〔 前 略 〕

(枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年枚方市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第22条を第25条とし、第15条から第21条までを3条ずつ繰り下げる。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条を第17条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、放課後事業健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条を第15条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づき取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の

変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができする方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附則第2条中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第3条第2項中「第11条第4項」を「第13条第4項」に改める。

〔 後 略 〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

〔 後 略 〕

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p style="text-align: center;">[前略]</p> <p>[第3条関係] <u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、<u>放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するとき</p>	<p style="text-align: center;">[前略]</p> <p>[第3条関係]</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p><u>は、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>第10条 [略] 第11条 [略] 第12条 [略] 第13条 [略] 第14条 [略] 第15条 [略]</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第16条 放課後児童健全育成事業者は、<u>放課後事業健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> <u>(衛生管理等)</u></p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感</p>	<p>第8条 [略] 第9条 [略] 第10条 [略] 第11条 [略] 第12条 [略] 第13条 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>第18条</u> [略]</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p><u>第20条</u> [略]</p> <p><u>第21条</u> [略]</p> <p><u>第22条</u> [略]</p> <p><u>第23条</u> [略]</p> <p><u>第24条</u> [略]</p> <p><u>第25条</u> [略]</p> <p>附 則</p> <p>（設備の基準の経過措置）</p> <p>第2条 当分の間、この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業を行っている者（市以外の者にあつては、社会福祉法第69条第1項の規定による届出を行った者に限る。）の現に存する放課後児童健全育成事業所に対する<u>第12条第2項の規定の適用</u>については、同項中「でなければ」とあるのは、「となるよう努めなければ」とする。</p> <p>（職員の経過措置）</p>	<p>感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p><u>第18条</u> [略]</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p><u>第20条</u> [略]</p> <p><u>第21条</u> [略]</p> <p><u>第22条</u> [略]</p> <p>附 則</p> <p>（設備の基準の経過措置）</p> <p>第2条 当分の間、この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業を行っている者（市以外の者にあつては、社会福祉法第69条第1項の規定による届出を行った者に限る。）の現に存する放課後児童健全育成事業所に対する<u>第10条第2項の規定の適用</u>については、同項中「でなければ」とあるのは、「となるよう努めなければ」とする。</p> <p>（職員の経過措置）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第3条 [略]</p> <p>2 当分の間、前条の放課後児童健全育成事業所に対する<u>第13条第4項</u>の規定の適用については、同項中「するものとする」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。</p> <p>[後略]</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 当分の間、前条の放課後児童健全育成事業所に対する<u>第11条第4項</u>の規定の適用については、同項中「するものとする」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。</p> <p>[後略]</p>

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)2月14日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 15 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第26号 議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）
の意思決定について

- 16 -

議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）2月13日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 17 -

枚方市条例第 号

枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例

（枚方市職員給与条例の一部改正）

第1条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。
附則第6項、附則別表第1及び附則別表第2を削る。
別表第5を次のように改める。

教 育 職 給 料 表

職員の 再任用 区分	職務 の級	給料月額		
		1級	2級	3級
再任用	1	163,100円	178,800円	290,900円
職員以 外の職 員	2	164,600	180,800	294,200
	3	166,100	182,900	297,500
	4	167,600	185,000	300,800
	5	169,300	186,800	303,500
	6	171,200	189,000	306,600
	7	173,000	191,100	309,700
	8	174,800	193,300	312,900
	9	176,500	195,400	315,700
	10	178,500	198,200	318,800
	11	180,500	200,800	321,900
	12	182,400	203,300	325,000
	13	184,200	206,200	328,000
	14	186,400	207,800	330,300
	15	188,500	209,200	332,700
	16	190,700	210,800	335,100
	17	192,800	212,500	337,400
	18	195,400	213,300	339,800
	19	197,800	214,100	342,300
	20	200,100	214,900	344,600
	21	202,600	215,900	346,900
	22	204,200	217,100	349,300
	23	205,700	219,200	351,700
	24	207,300	221,200	354,100
	25	208,700	222,900	356,500
	26	209,400	225,200	358,500
	27	210,100	227,400	360,500
	28	210,800	229,700	362,500
	29	211,600	230,900	364,400
	30	212,700	233,800	366,300
	31	214,600	236,800	368,100
	32	216,400	239,700	370,000
	33	217,800	242,700	372,000
	34	219,800	245,600	373,900
	35	221,800	248,400	375,700
	36	223,800	251,200	377,500
	37	224,700	253,100	379,400
	38	226,600	255,700	381,200
	39	228,500	258,700	382,900
	40	230,500	261,600	384,600
	41	232,200	264,400	386,300
	42	233,900	266,700	388,100
	43	235,600	269,100	389,900
	44	237,300	271,400	391,600
	45	238,200	273,800	393,200
	46	240,000	276,100	395,000
	47	241,800	278,600	396,800
	48	243,600	281,000	398,700
	49	245,200	282,900	400,400
	50	246,700	285,500	402,100
	51	248,200	288,100	403,800
	52	249,400	290,700	405,400
	53	250,400	292,800	406,800
	54	251,900	295,400	408,100
	55	253,400	298,000	409,300
	56	254,800	300,400	410,500
	57	255,900	302,500	412,100
	58	257,700	305,200	413,300
	59	258,400	307,900	414,600
	60	259,600	310,500	415,900
	61	260,900	312,900	416,900

62	262,300	315,400	418,300
63	263,600	318,000	419,600
64	264,900	320,400	421,000
65	265,900	322,600	422,000
66	267,400	325,000	423,100
67	268,900	327,400	424,300
68	270,400	329,700	425,500
69	271,800	332,000	426,300
70	273,200	334,300	427,500
71	274,600	336,500	428,700
72	276,000	338,700	429,900
73	276,900	341,000	430,800
74	278,200	343,300	431,400
75	279,500	345,600	432,000
76	280,800	347,900	432,600
77	282,100	349,900	433,300
78	283,300	351,700	433,900
79	284,400	353,500	434,500
80	285,500	355,400	435,100
81	286,600	357,200	435,500
82	287,800	359,000	436,000
83	289,000	360,600	436,500
84	290,200	362,400	437,000
85	291,100	363,900	437,300
86	292,100	365,600	437,600
87	293,100	367,200	437,900
88	294,100	368,900	438,200
89	294,900	370,600	438,600
90	295,800	372,000	438,900
91	296,700	373,300	439,200
92	297,600	374,700	439,500
93	298,000	376,300	439,700
94	298,800	377,600	440,000
95	299,600	378,900	440,300
96	300,400	380,200	440,600
97	301,300	381,300	440,900
98	302,100	382,100	441,200
99	302,900	383,000	441,500
100	303,700	383,900	441,800
101	304,500	385,000	442,100
102	305,000	386,000	442,300
103	305,500	387,000	442,500
104	305,900	388,000	442,700
105	306,100	388,900	442,900
106	306,300	389,900	443,100
107	306,600	390,800	443,300
108	306,800	391,800	443,500
109	307,000	392,600	443,700
110	307,300	393,600	443,900
111	307,500	394,600	444,100
112	307,800	395,600	444,300
113	308,000	396,200	444,500
114	308,300	397,100	
115	308,600	398,000	
116	308,900	398,900	
117	309,100	399,800	
118	309,400	400,600	
119	309,700	401,400	
120	309,900	402,200	
121	310,100	403,000	
122	310,300	403,800	
123	310,500	404,500	
124	310,700	405,300	
125	310,900	405,600	
126	311,100	406,000	
127	311,300	406,600	

128	311,500	406,900	
129	311,700	407,400	
130	311,900	407,800	
131	312,100	408,400	
132	312,300	408,800	
133	312,500	409,100	
134	312,700	409,500	
135	312,900	409,900	
136	313,100	410,300	
137	313,300	410,700	
138	313,500	411,100	
139	313,700	411,500	
140	313,900	411,900	
141	314,100	412,300	
142	314,300	412,600	
143	314,500	412,900	
144	314,700	413,200	
145	314,900	413,400	
146	315,100	413,700	
147	315,300	414,000	
148	315,500	414,300	
149	315,700	414,600	
150	315,900	414,800	
151	316,100	415,000	
152	316,300	415,200	
153	316,500	415,400	
154	316,700	415,600	
155	316,900	415,800	
156	317,100	416,000	
157	317,300	416,200	
158		416,400	
159		416,600	
160		416,800	
161		417,000	
再任用 職員	181,760	221,440	285,280

備考

- 1 この表は、教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額を、この表の額に7,500円(再任用短時間勤務職員にあつては、6,000円)をそれぞれ加算した額とする。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年枚方市条例第2号)

の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項を削り、附則第8項を附則第6項とし、附則第9項を附則第7項とする。

附則別表第1及び附則別表第2を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第4条関係)

教育職給料表

職務 の級	給料月額
1	163,100 円
2	164,600
3	166,100
4	167,600
5	169,300
6	171,200
7	173,000
8	174,800
9	176,500
10	178,500
11	180,500
12	182,400
13	184,200
14	186,400
15	188,500
16	190,700
17	192,800
18	195,400
19	197,800
20	200,100
21	202,600
22	204,200
23	205,700
24	207,300
25	208,700
26	209,400
27	210,100
28	210,800
29	211,600
30	212,700
31	214,600
32	216,400
33	217,800
34	219,800
35	221,800
36	223,800
37	224,700
38	226,600
39	228,500
40	230,300
41	232,200
42	233,900
43	235,600
44	237,300
45	238,200
46	240,000
47	241,800
48	243,600
49	245,200
50	246,700
51	248,200
52	249,400
53	250,400
54	251,900
55	253,400
56	254,800
57	255,900
58	257,200
59	258,400
60	259,600
61	260,900

62	262,300
63	263,600
64	264,900
65	265,900
66	267,400
67	268,900
68	270,400
69	271,800
70	273,200
71	274,600
72	276,000
73	276,900
74	278,200
75	279,500
76	280,800
77	282,100
78	283,300
79	284,400
80	285,500
81	286,600
82	287,800
83	289,000
84	290,200
85	291,100
86	292,100
87	293,100
88	294,100
89	294,900
90	295,800
91	296,700
92	297,600
93	298,000
94	298,800
95	299,600
96	300,400
97	301,300
98	302,100
99	302,900
100	303,700
101	304,500
102	305,000
103	305,500
104	305,900
105	306,100
106	306,300
107	306,600
108	306,800
109	307,000
110	307,300
111	307,500
112	307,800
113	308,000
114	308,300
115	308,600
116	308,900
117	309,100
118	309,400
119	309,700
120	309,900
121	310,100
122	310,300
123	310,500
124	310,700
125	310,900
126	311,100
127	311,300

128	311,500
129	311,700
30	311,900
131	312,100
132	312,300
133	312,500
134	312,700
135	312,900
136	313,100
137	313,300
138	313,500
139	313,700
140	313,900
141	314,100
142	314,300
143	314,500
144	314,700
145	314,900
146	315,100
147	315,300
148	315,500
149	315,700
150	315,900
151	316,100
152	316,300
153	316,500
154	316,700
155	316,900
156	317,100
157	317,300

備考 この表は、教育職員に適用する。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第3条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年枚方市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち枚方市職員給与条例附則に7項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の7項を加える。

6 当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日(附則第8項において「特定日」という。)以後における職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)とする。

7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 医療職給料表の適用を受ける職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条第6条に規定する職にある職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

8 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等とされた職員であつて、当該他の職への降任等とされた日(以下この項及び附則第10項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額(以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。

9 前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額」と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項に規定する職員を除く。)であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を受

ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

12 前6項に定めるもののほか、附則第6項又は附則第8項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第6項の規定による給料月額又は附則第8項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条のうち枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）附則に6項を加える改正規定中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新職員給与条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市職員給与条例及び第2条の規定による改正前の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新職員給与条例及び新会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。

臨時代理第26号参考資料
枚方市職員給与条例等の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市職員給与条例関係] 附 則</p>	<p>[枚方市職員給与条例関係] 附 則</p> <p><u>6 別表第5の規定にかかわらず、同表の適用を受ける職員であつて、その職務の級及び号給が附則別表第1又は附則別表第2に掲げられているものの給料月額は、当分の間、附則別表第1又は附則別表第2に定めるところによるものとする。</u></p>
<p>[枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係] 附 則</p> <p>6 [略] 7 [略]</p>	<p>[枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係] 附 則</p> <p><u>6 別表第4の規定にかかわらず、同表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員であつて、その職務の級及び号給が附則別表第1又は附則別表第2に掲げられているものの給料月額は、当分の間、附則別表第1又は附則別表第2に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>7 教育職員であるパートタイム会計年度任用職員についての第11条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「第5条」とあるのは、「第5条並びに附則第6項」とする。</u></p> <p>8 [略] 9 [略]</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>[職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例関係]</p> <p>第2条 枚方市職員給与条例 (昭和23年枚方市条例第103号) の一部を次のように改正する。</p> <p><u>附則に次の7項を加える。</u></p> <p>6 <u>当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日 (附則第8項において「特定日」という。) 以後における職員の給料月額、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)</u>とする。</p> <p>7 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表の適用を受ける職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間 (同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第6条に規定する職にある職員</u></p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員 (同条例第2条に規定する定年退職日において前</u></p>	<p>[職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例関係]</p> <p>第2条 枚方市職員給与条例 (昭和23年枚方市条例第103号) の一部を次のように改正する。</p> <p><u>附則に次の7項を加える。</u></p> <p>7 <u>当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日 (附則第9項において「特定日」という。) 以後における職員の給料月額、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)</u>とする。</p> <p>8 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表の適用を受ける職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間 (同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第6条に規定する職にある職員</u></p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員 (同条例第2条に規定する定年退職日において前</u></p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p><u>項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p>8 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日 (以下この項及び附則第10項において「異動日」という。) の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額 (以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。) が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。) に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>9 <u>前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。</u></p> <p>10 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (附則第8項に規定する職員を除く。) であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>11 <u>附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則</u></p>	<p><u>項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p>9 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日 (以下この項及び附則第11項において「異動日」という。) の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額 (以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。) が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。) に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>10 <u>前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。</u></p> <p>11 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (附則第9項に規定する職員を除く。) であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>12 <u>附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>第6項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>12 <u>前6項に定めるもののほか、附則第6項又は附則第8項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第6項の規定による給料月額又は附則第8項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第5条 枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の6項を加える。</p> <p>23～25 [略]</p> <p>26 枚方市職員給与条例<u>附則第6項</u>の規定による職員の給料月額の改定をする条例に準ずる給与の支給の基準は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>27・28 [略]</p>	<p><u>第7条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>13 <u>前6項に定めるもののほか、附則第7項又は附則第9項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第7項の規定による給料月額又は附則第9項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第5条 枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の6項を加える。</p> <p>23～25 [略]</p> <p>26 枚方市職員給与条例<u>附則第7項</u>の規定による職員の給料月額の改定をする条例に準ずる給与の支給の基準は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>27・28 [略]</p>

報告第31号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)2月14日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第27号 議会の議決事項（枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の制定について）の意思決定について

- 33 -

臨時代理第27号

議会の議決事項（枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の制定について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）2月13日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 34 -

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例

(設置)

第1条 教科用図書の採択の適正な実施を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校 枚方市立の小学校及び中学校をいう。

(2) 教科用図書 学校において使用する学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。

(担任意務)

第3条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教科用図書に関する事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 教育委員会の事務局の職員

(2) 学校の校長及び教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。）

(3) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者（委員の委嘱等）

第5条 委員の任期又は委嘱期間は、前条第2項の規定による任命又は委嘱の日からその日が属する年度の末日までとする。

2 委員の再度の任命又は委嘱は、妨げない。

(調査員)

第6条 委員会は、必要な調査を行うため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、委員会の推薦に基づき、第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

3 前条の規定は、調査員の任命について準用する。

(準用)

第7条 委員会の組織及び運営については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第

4条（第2項ただし書を除く。）、第5条（第4項ただし書を除く。）、第6条、第8条及び第9条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育委員会の活動状況（令和5年1月20日～令和5年2月8日分）

日時		会議・行事等	場所	出席者
1月20日	金	大阪府都市教育長協議会 1月定例会	アウィーナ大阪	尾川教育長
1月21日	土	新春たこあげ大会・親子なわとび大会	禁野小学校	尾川教育長
1月23日	月	令和4年度北河内地区教育委員会委員研修会	守口市役所 守口市立さつき学園	尾川教育長 谷元・橋野・近藤教育委員
1月24日	火	要望活動	文部科学省	尾川教育長
1月25日	水	辞令交付式	輝きプラザきらら	尾川教育長
1月26日	木	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
1月26日	木	第1回教育委員会定例会・協議会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
1月26日	木	臨時生徒指導研修	オンライン開催	尾川教育長
1月27日	金	学校視察	蹉跎東小学校	尾川教育長
1月28日	土	令和4年度 第14回 漢字をテーマに思いを伝える作文コンクール 表彰式	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
1月28日	土	GiGAフェス2022 ～ミライのガッコウ～ inひらかた万博	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
1月30日	月	大阪府市町村教育委員会研修会	オンライン開催	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
1月31日	火	第3回 北河内地区教育長協議会	寝屋川市総合教育研修センター	尾川教育長

1/3 ページ

日時		会議・行事等	場所	出席者
1月31日	火	第3回 北河内地区人事協議会	寝屋川市総合教育研修センター	尾川教育長
2月1日	水	学校視察（キャリアプロジェクト発表会）	第一中学校	尾川教育長
2月1日	水	学校視察（公開授業）	招提北中学校	谷元・橋野教育委員
2月2日	木	校長会	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月3日	金	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
2月3日	金	第1回教育委員会臨時会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
2月3日	金	第60回枚方市学校保健研究大会	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月3日	金	学校視察（公開授業）	蹉跎東小学校	尾川教育長 谷元・近藤教育委員
2月6日	月	枚方市学校いじめ対策審議会	オンライン開催	尾川教育長
2月6日	月	令和4年度 中学校オーケストラ鑑賞会	枚方市総合文化芸術センター	谷元教育委員
2月7日	火	令和4年度 中学校オーケストラ鑑賞会	枚方市総合文化芸術センター	尾川教育長 橋野・近藤・中西教育委員
2月7日	火	学校視察	磯島小学校	橋野教育委員
2月8日	水	京都教育大学 副学長等との面談	京都教育大学	尾川教育長
2月8日	水	学校視察	杉中学校	尾川教育長

2/3 ページ

日時		会議・行事等	場所	出席者
2月8日	水	学校視察（公開授業）	田口山小学校	谷元教育委員
2月8日	水	学校視察	津田南小学校	橋野教育委員

第2回 枚方市教育委員会定例会 会議録					
開会	令和5年2月14日午前10時00分		閉会	令和5年2月14日午後0時46分	
休憩	令和5年2月14日午前10時35分から午前12時00分まで				
日 程	議案番号	案 件			結果
1		教育長報告			
2	報告第26号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(令和5年度当初予算額(教育関係)について)の意思決定について			承認
3	報告第27号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(令和4年度補正予算額(第10号)(教育関係)について)の意思決定について			承認
4	報告第28号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(枚方市附属機関条例の一部改正について)の意思決定について			承認
5	報告第29号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)の意思決定について			承認
6	報告第30号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(枚方市職員給与条例等の一部改正について)の意思決定について			承認
7	報告第31号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の制定について)の意思決定について			承認
構 成 員	教 育 長	尾川 正洋	構 成 員	教 育 委 員	近藤 孝
	教 育 委 員	谷元 紀之		教 育 委 員	中西 悠子
	教 育 委 員	橋野 陽子			
説 明 員	副 教 育 長	岩谷 誠	説 明 員	都市整備部建築課長	津熊 聖博
	総 合 教 育 部 長	新内 昌子		教 育 政 策 課 長	山下 恵一
	学 校 教 育 部 長	位田 真由子		新しい学校推進室課長	畑中 徹

	総合教育部次長	大西 佳則		児童生徒支援課長	齋藤 博
	総合教育部次長 (新しい学校づくり担当) 兼 学校教育部次長 兼 学校教育室長	高橋 孝之		放課後子ども課長	交久瀬 有里
	都市整備部次長 兼 施設整備室長	中村 克俊		教職員課長	高山 和子
	総合教育部 新しい学校推進室長	山下 功		教育指導課長	井手内 太吾
	学校教育部教育支援室 長兼総合教育部副参事	木村 聡	記録	教育政策課課長代理	高松 健大
				傍聴の人数	7人

○尾川教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

新内総合教育部長。

○新内総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日の会議の出席者は、全員出席です。以上、報告を終わります。

○尾川教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第2回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において橋野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、追加議案として、報告第28号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について」、報告第29号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）の意思決定について」、報告第30号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について」及び報告第31号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の制定について）の意思決定について」が提出されており、報告第28号を日程4、報告第29号を日程5、報告第30号を日程6、報告第31号を日程7として追加したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程1「教育長報告」を行います。

今回の教育長報告では、前回定例会で報告した以降の私の活動状況を報告し、教育委員さんの活動状況についてご報告いただきます。また、新型コロナやインフルエンザの感染状況等について、事務局から報告させていただきます。

まず、前回定例会で報告した以降の動きでございます。

1点目、教育長協議会等の関係でございます。1月20日は、大阪府都市教育長協議会の1月定例会に参加いたしました。令和6年度文部科学省予算等に対する要望書等について、今後の実効性のある要望にするため、従来の作成時期を前倒しし、8月末までに作成することについて説明がありました。

そのほか、大阪府教育庁から教員免許更新制の廃止に伴う今後の研修受講履歴の記録と活用についての方向性について情報提供がありました。令和5年度から、法改正に伴い、校長・教員ごとに研修履歴の記録を行うこととなりますが、国の記録システムの運用が令和6年度に開始されることから、令和5年度には大阪府の様式にのっとり記録をしていく必要があるという説明をいただいております。

1月23日は、令和4年度北河内地区教育委員会委員研修会に参加いたしました。後ほど、橋野委員から報告いただきます。

1月30日は、大阪府市町村教育委員会研修会、大東市が幹事市となって研修を実施されました。後ほど、近藤委員から報告いただきます。

1月31日は、北河内地区教育長協議会、北河内地区人事協議会に参加いたしました。北河内地区人事協議会では、大阪府教育庁から指導教諭のより一層の活用方策について意見を求められたところです。本市では、授業の達人養成講座を実施しておりますので、この取り組みと指導教諭を連動させていくことが有効な方法ではないかと感じており、現在関係課においても検

討を開始してもらっているところでございます。

次に、各種イベント等への参加でございます。

1月21日には、禁野小学校で実施されました「新春たこあげ大会」・「親子なわとび大会」に参加させていただきました。統合前の高陵小のなわとびと、中宮北小のたこあげを引き継いで両校区コミュニティ協議会で実施されたものです。子どもたちも大人たちも楽しそうに参加されていました。このような取り組みが、新たな歴史になっていくと思うと感慨深いと感じております。

1月28日には、漢字をテーマに思いを伝える作文コンクール表彰式を実施いたしました。後ほど、中西委員から報告いただきます。

また、同日、GIGAフェス2022も実施いたしました。こちらについても後ほど、橋野委員、中西委員から報告いただきます。

2月3日には、今後の学校保健の振興を図ることを目的とした枚方市学校保健研究大会を実施しています。

2月7日には、中学校オーケストラ鑑賞会に参加いたしました。後ほど近藤委員から報告いただきます。

次に、文部科学省への要望活動についてです。

1月24日、令和5年度・6年度の文部科学省予算への要望について、伏見市長と文部科学省を訪問しまして、伊藤孝江文部科学大臣政務官、笠原文教施設企画・防災部長、藤原初等中等教育局長に予算要望を行いました。

内容としては、①支援教育に係る通級指導定数の確実な措置について、②スクールソーシャルワーカーの補助金の増額について、③施設整備の確保、特にエレベーター整備に係る予算の措置についてでございます。

いずれも、支援教育に係るソフト面やハード面の環境整備やいじめ問題への対応など本市の喫緊の課題に対するもので、要望について真摯に聞いていただくことができました。

次に、いじめ対策関係でございます。

1月26日には、臨時生徒指導研修として、大阪大学名誉教授小野田正利先生をお呼びして、いじめ問題対策についての基本的な理解や初期対応について実務的な研修を実施していただきました。

2月6日には、枚方市学校いじめ対策審議会を開催し、本市で発生しています複数のいじめ重大事態に係る報告書作成や、調査の実施に当たっての助言をいただいたところです。

次に、学校視察でございます。

1月27日には、蹉跎東小学校、2月1日には、第一中学校、2月3日には、蹉跎東小学校の公開授業、2月8日には、杉中学校を訪問いたしました。

蹉跎東小学校では、業務改善による学校の働き方改革と、それによって学校図書館を活用した言語活動の充実など教育活動の充実が図られていました。

第一中学校では、従来の職業体験をワークショップ形式に変え、協賛企業7社に参加いただいた上で、企業から与えられたミッションを解決する方策を2日間で提示するという画期的な取り組みが行われておりました。

参加した企業の皆さんや市長からも、中学校2年生が持つ斬新なアイデアとそのプレゼンカ

の高さに驚きと称賛を述べられていました。

この日の発表では選ばれた一部の生徒でしたが、全ての生徒にとって前向きな力の発揮につながっていくのではないかと感じたところです。

蹉跎東小学校の授業公開につきましては、後ほど谷元委員から報告いただきます。

杉中学校では、生徒指導上の課題に対する組織的な対応についての現状を聴取いたしました。

今年度の学校視察は、これで最後になるかと思えます。年度内に全ての学校に何らかの形でお伺いしたかったところですが、小中 63 校のうち 8 校に行くことができませんでした。来年度できる限り早いうちに、残り 8 校を視察したいと考えております。

次に、京都教育大学の訪問です。

2月8日に、京都教育大学を訪問し、学生生活担当の浜田副学長、糟谷学生課長、学生課鈴木主査にお時間をとっていただき、後ほどの教育委員会協議会の議題にも入っておりますが、特別支援教育支援員の募集について、学生の皆さんへの周知を中心をお願いしてまいりました。

具体的には、枚方市で支援教育の充実を図ろうとしていること、今後は、全ての教員に支援教育に関する資質の向上が求められており、その点からも、枚方市で特別支援教育支援員をすることが将来の教員採用後にも有用であることなどを訴えさせていただきました。

学生課の方からは、学生にとっては有用な経験につながると考えられること、一方で、年間を通じた雇用が前提となっていなければ希望する学生が少ない可能性があることなどを示唆いただいたところです。

これを踏まえまして、特別支援教育支援員以外の枚方市の採用情報も併せてお伝えするなどして、必要な人員の確保につなげていきたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

次に、教育委員の活動状況について、まずは谷元委員から報告をお願いいたします。

○谷元委員 私からは、2月1日と3日に行われました公開授業について報告いたします。

2月1日の招提北中学校の公開授業は、令和4年度指導方法の工夫改善定数を活用した授業改善の推進実践校の指定を受け、国語科、社会科、保健・体育科の公開授業でした。

招提北中学校は、「言葉でつながりみんなで学び合う授業を作る、課題を追求する」を研究テーマとして実践してきました。1年生の公開授業でしたが、授業には2年生、3年生の学創と言われる学習創造会、いわゆる教科係ですけれども、その生徒たちが授業観察に来ていました。学創の生徒たちは研究協議会にも参加し、自校や他校の先生と本日の授業について協議しました。

私は、学びの主演である生徒が先生と一緒に授業をつくろうとする姿を見て、とても感心しました。先生も生徒も非常に熱心に話し合い、授業の質や学びの質を一緒になって高めようとする姿がそこにありました。

研究報告をされた北山先生は、「黄金の授業を目指して、教員と生徒がつながり授業をつくり出すことで教員の意識が向上し、生徒と交流する習慣が付き、生徒の意識意欲も向上した。」と報告されました。

課題としては、教科の本質の追及、質問の質の向上、温かい人間関係の構築、生徒の学びへの自己調整力の向上をあげられました。神戸常盤大学の山下教授から、学生参加型FD、ファカルティ・ディベロップメントですね。それは、今全国の大学で行われ、学生からの評価によ

って授業が修正され、大学教育の内容や方法の改善を図っているもので、本来、学生に学ぶ気がなければ意味がないので、その効果検証が行われているところです。

「今日の授業は、生徒が参画して先生と一緒に授業をつくろうとしている姿が大変良かった。これまで取り組んでこられた成果であり、先生も生徒も学び合う授業になっていた。」と大変褒められておられました。

次に、2月3日の蹉跎東小学校の公開授業は、招提北中学校と同じ授業改善の推進実践校の指定を受けた4年生国語科の授業でした。

蹉跎東小学校は、「よく聞き、よく考え、主体的に取り組める子どもを育てる授業を目指して」を研究テーマとして、言語活動を用いた授業デザインと評価についての実践でした。本時の目当ては、2つの物語の終わり方を比べて、感じたことや考えたことをグループで語り合おう、でした。目当てのとおり、45分間の大半は子どもたちがグループで語り合う授業でした。

研究協議では、子どもたちがしっかり語り合っていた。子どもだけで授業ができたのではない。自分の言葉で自分の思いを子どもたちが語っていて、深まりのある授業だったなど、たくさんの肯定的な意見が出ていました。

研究報告をされた西田先生は、成果として、児童のアンケート調査の結果が全て肯定的な回答に向上したことを数値で示されました。また、教員のアンケート結果も肯定的な回答が増加し、指導方法の改善及び工夫をしている等5つの項目が全て100%になったと取り組みの成果を示されました。

最後に、今後の取り組みとして、子どもたちが自分の考えを表現できる語彙力をつけていく。より系統性を意識した単元の構想をしていくなど5点をあげていました。

神戸常盤大学の山下教授は、「今日の授業は挑戦的、堅実的で、過去の経験資料を総動員したチャレンジした授業だった。」と述べられました。「また、担任の先生は、話し合ひましょうではなく、語り合ひましょうと言われた。話し合うことと語り合うことは全く違います。子どもが学んだ甲斐があったなと思える授業が大事。今日の授業はそれができていた。」と称賛されていました。

山下教授は、「子どもは子どもを通してお互いの考えを共有する。先生はファシリテーターでよい。ゴールを明確にすることで子どもは主体性が身につく。子どもがゴールを知っていることが重要である。」など助言もされました。

招提北中学校、蹉跎東小学校、どちらの学校も枚方市教育委員会が示した、子どもが主役の学習活動による個別最適な学びと協働的な学びの実現、教師主体の一斉授業からの脱却、教えから学びへの転換を既に実践されていると感じました。当日は、枚方市の学力向上担当者や校内研修担当者が多数参観に来ていました。2校の実践が枚方市の多くの小中学校に広がり、子どもたちが学んだ甲斐があったと思える授業になるよう、教育委員会のご指導、ご支援をよろしくお願いいたします。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

次に、橋野委員、お願いいたします。

○橋野委員 1月28日にGIGAフェス2022、ミライのガッコウ in ひらかた万博を見させていただきました。保護者と一緒にLEGOをつかってのプログラミングやデジタル防災学習体験、

また、20名の児童生徒によるプロジェクトチームのメタバース空間、枚方の30年後をマインクラフトでつくってくれました。枚方タワーや空を飛んでいるような道、子どもたちの発想のすばらしさを見させていただきました。

このプロジェクトチームに集まってくれた児童、生徒にとってICT活動だけでなく、異年齢でのコミュニケーションのあり方、会議では相手の意見を聞いたり自分の思いも発言したり、また、まとめると難しいこともあったことと思いますが、この活動を通してたくさんのことを学び、成長されたことと思います。これからの社会を生きる子どもたちにとって必要な力を考えられたフェスになっていたと感じました。

1月23日の令和4年度北河内地区教育委員会委員研修会でコミュニティスクールの講義を、文部科学省コミュニティスクールマイスターの西孝一郎先生を講師として、目的としては「子どもたちのために熟議し、みんなで協働しつつなぐマネジメント、他者のよさを認めつつなぐのは学校、教育は人とつなぐ。」とし、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという目標を共有し、社会と連携・協働しながら未来のつくり手となるために必要な資質・能力を育むと講義していただきました。

その後、守口市立さつき学園のコミュニティスクールの活動についても、学校運営協議会会長にお話しいただき、ボランティア登録カードにある五月フレンドさんの活動まで丁寧に教えていただきました。

2月7日には、磯島小学校の授業参観に地区コミュニティ協議会会長となぎさ高校の校長先生とともに参加し、その後、校長室にて学校運営協議会を参観させていただきました。学校の困っていること、入学式での来賓の話、マスクのことまで短い時間の中でもたくさんのお話が聞けました。

コミュニティ協議会会長は、授業の様子が見られてよかった、こんなのは初めてで良かったと喜んでいただけました。

2月8日に津田南小学校を訪問した際には、以前、運動会や駅伝などで児童のために土曜日や放課後に走る指導をしていただいた方が、安全監視員さんになって児童を見守っていただいています。どの学校もそうですが、今まで培ってこられた地域の方々とのつながりがあり、よりよい関係ができていくように思います。これからも、引き続き、学校の応援団を増やして行ってほしいと思いました。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

では、中西委員、お願いいたします。

○中西委員 1月28日に、漢字をテーマに思いを伝える作文コンクールの表彰式に出席しました。入選した作品全て読ませていただきましたが、どの作品もその子の思いが伝わり、とても感動しました。日々過ごす中で感じること、何かを言われて感じたこと、何かの出来事をきっかけに思ったこと、場面は様々でしたが、原稿用紙2枚にしっかりまとまっていました。最初の3行でぐっとひきつけられる作品があり、日頃の読書の大切さを改めて感じました。

同じ日には、「GIGAフェス、ひらかたミライのガッコウ」が開催されました。30年後の枚方市をマインクラフトでつくるプロジェクトメンバーが市内の小学1年生から中学1年生まで20名選出され、各チームに分かれ未来の枚方市を作成してくれました。

市長との対談では、チームをまとめるために何をしたか、リーダーはどんなことに気をつけたのか、いろいろな意見が出たときにどう対処したかと、市長からの質問にもしっかり答えてくれ、大人顔負けの的を射た答えが返ってきました。子どもたちのほうが主体性を持ち、協働的に学び、柔軟に周りが見えているようで私が勉強させてもらいました。

タイピングトーナメントも見させていただきましたが、びっくりするぐらい早く、子どもたちの可能性は無限だと感じました。

コロナ禍でいろいろな制限がかかっていましたが、これからの日本を背負っていく子どもたちのためにイベントをどんどん開催し、いろいろな経験をしていってもらいたいと感じました。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 では、私のほうからは、2点ご報告させていただきます。

1つ目が、大阪府市町村教育委員会の研修会並びに中学校オーケストラ鑑賞会、この2点でございます。

大阪府市町村教育委員会研修会、これにつきましては、基調講演がございまして、あの有名な麴町中学校校長、現在は横浜創英中学・高等学校の校長先生である工藤勇一氏。著書で有名なのが「学校の当たり前をやめた」というところで、演題・テーマにつきましては、「日本の未来を担う人材づくり 今必要な教育とは」、このテーマで講演をいただきました。

麴町中学校で先進的な教育システムの大改革を実行されたということでございます。1時間半に及ぶ講演の中で、講演の要諦として、一言で言えば、教育の本質を取り戻すことで生徒に手をかければかけるほど自立できなくなり、結果、主体性を失い劣等感が生まれ、つきまとい、自己肯定感が低い状態となることもある。現状の教育の課題解決へのチャレンジ、そういうように感じました。

では、今の子どもたちが長い時間をかけ少しずつ失ってきた主体性、自立性を取り戻すには、麴町中学校ではリハビリと呼ぶ主体性を取り戻す作業を進めてこられました。なかなか進まない要因は、現状の学校教育が生徒に手をかける仕組みであるということです、と講演の中もおっしゃっておられました。

また、先生たちが生徒に良かれと思ってやってきたことが、ますます生徒が主体性を失っていく仕組みとなっており、ますます勉強が嫌いになり、ますます先生を嫌いになることを促進するような仕組み、いわゆる、学校の当たり前をやめたことからのスタートであったようです。

今までの常識では聞けば驚くような「宿題はございません。宿題は主体性を失わせるものです。中間・期末テストも廃止します。にもかかわらず、成績は上がります。その仕組みは単元テストと希望すれば何度でも受けられる再テスト」だそうです。3年生ぐらいになりますと、結果学び方を覚えて成績が確実に伸びると。あと、クラス担任は廃止などと講演の中では述べておられました。

また、生徒が主体性を取り戻すための小さな自己決定をさせる3つの言葉として紹介されていたのは、1つ目は「どうしたの。何か困っていることがあるの。」と現状を把握しつつ、2つ目は、「ああ、そうか。じゃあ、どうしたいの。」と意思を確認し、3つ目は「何か支援できることはある。手伝えることはある。」という寄り添う言葉で見放さないというメッセージを出すこと

だそうです。この3つの言葉の繰り返しが子どもたちは、「僕が失敗しても見捨てない。僕に決定をさせてくれるんだ」と感じ、小さな自己決定を積み重ね主体性を取り戻すリハビリが進むとのことでした。

最後に、重ねて、今必要な教育とは、工藤先生いわく、自立する力を育てる。これには、心理的安定、失敗が許される環境づくりであるとか、環境変化に強い脳をつくり自分をコントロールする力を身につけさせる。あるいは、自己決定、これを積み重ねることで自己肯定感を得ることができる等々のことがございました。

今望まれる、「教える」から「学ぶ」という大切な変化を促進するヒントが多くあった有益な講演でございました。これにつきましては、以上でございます。

あと、2月7日に中学校のオーケストラ鑑賞会に行かせていただきました。枚方市子ども夢基金活用事業での2月6日、7日の2日間で、枚方市総合文化芸術センター、関西医大大ホールで市内19中学校、1年生の約3,300人のオーケストラ鑑賞会に参加させていただきました。

枚方市と連携協定を締結している大阪フィルハーモニー交響管弦楽団の演奏で、指揮は中田延亮氏、チェロにはトップ奏者の近藤浩志氏の紹介の折には、本市中学校の卒業生という紹介で、生徒たちも親近感を抱いたものと考えております。

感受性豊かなこの時期に、経済的環境に影響を受けることなく等しくCDやテレビでは決して味わえないまさしく本物の音圧での迫力ある演奏を鑑賞し、幅広い文化芸術の一端を経験できることは非常に大切なこととも感じました。

当日配付のプログラムの裏には、鑑賞会を楽しむためのお願いの記載もありましたが、冒頭で司会者から生オーケストラを鑑賞した経験に挙手を求められると、生徒たちはおおむね初体験のようでしたが、非常にマナーもよく、騒ぐことなく楽しみながら曲の終わりのたびに惜しめない大きな拍手を演奏者に送っておりました。

また、鑑賞会での楽曲の構成が、皆が聴きなじみのある作曲家の作品を中心に、つかみはスターウォーズのメインテーマから、本当によく聴く曲ばかりが並んでおり、最後アンコールも準備されておりました。アンコールは、ラデツキー行進曲という曲でしたけれども、手拍子での参加もあり、内容の濃いあつという間の1時間の演奏会でございました。

以上でございます。

○尾川教育長 ありがとうございます。今年度、コロナ禍ではありましたけれども、様々なイベントも含めて従来に近い形で、また、公開授業も随分と以前の形に取り組みながら、各学校を含めて学びを進めていけるというような状況になってきている、と感じております。

先ほど、近藤委員からもお話をいただきましたけれども、この変化の激しい時代の中で個別最適な学び、子どもたちが自立していけるための個別最適な学び、協働的な学びということを進めるといふ観点では、こういった様々な授業改善の取り組みを含めて進めていくというのが本当に改めて大事ななと感じております。谷元委員もおっしゃってましたけれども、このような取り組みをいろいろな学校に広げていくというようなことを含めて進めていくべきだと感じております。

また、来年度に向けてもこうした取り組みをしっかりと進めていきたいと思っておりますので、また引き続き、よろしく願いいたします。

以上のところで、特にご質問等はよろしいでしょうか。

それでは、次に、新型コロナとインフルエンザの学校の感染状況について、また、新型コロナの関係で、文部科学省から発出されたマスクに係る通知の内容について共有したいと思いますので、高橋学校教育部次長から報告をお願いします。

- 高橋次長 失礼いたします。それでは、まず、枚方市立小中学校での新型コロナウイルスの感染状況についてご報告いたします。

週当たりの児童生徒の感染者数は、1月16日から22日までは305人でしたが、続きます1月23日から29日までは197人、1月30日から2月5日までは169人とやや減少傾向となっております。

また、季節性インフルエンザにつきましては、1月16日から22日までの一週間の学年閉鎖は2校2学年、学級閉鎖は13校18学級。1月23日から29日までは、学年閉鎖は2校2学年、学級閉鎖は12校16学級、1月30日から2月5日までは、学年閉鎖は1校1学年、学級閉鎖は16校29学級となっております。直近の2月6日から10日までは、学年閉鎖は3校3学年、学級閉鎖は20校で29学級。欠席者については、この間140人から200人と若干増加傾向にございます。なお、昨日1日での学年閉鎖につきましては、2学年、学級閉鎖は22学級と少し心配な状況もございますが、若干増加傾向を呈しております。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行への感染対策につきましては、国や府の通知を受け、学校支援課より学校長に対して令和4年11月25日付事務連絡で通知しており、今後も引き続き、学校における感染拡大の防止と教育活動の継続に向け、必要な感染対策に取り組んでまいります。

次に、卒業式におけるマスクの取り扱いについて報告させていただきます。

2月10日付で文部科学省より、卒業式におけるマスクの取り扱いに関する基本的な考え方が通知されてまいりました。本通知では、児童生徒及び教職員については、入退場、式辞、祝辞等、卒業証書授与、送辞、答辞などの場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とすること。また、ご来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要とすることが基本的な考え方として示されました。

なお、当通知におきましては、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方については、学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とする等とされており、これらにかかる留意事項等については、改めて周知する旨の記載がございましたので、その通知が来次第、4月1日以降のマスク着用について改めてご報告させていただきます。

また、昨日2月13日付で、大阪府教育庁より令和4年度卒業式にかかる留意事項が示されました。先日の文部科学省通知と同趣旨の内容となっており、今後、これらの通知を踏まえて本市の対応を検討してまいります。

コロナ対応に関する報告は以上でございます。

- 尾川教育長 ありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、マスクについては、これからは着用しないということを基本とする、という内容になっております。さはされど、この3年間、やはりマスクをつけてきた子どもたちの心の状況というのはなかなか難しい、マスクそのものを外すことが難しいというような状況もあるかと思っておりますので、その辺りは、子どもたちの状況に寄り添いながら教育的な観点、人権教育の観点、差別偏見を生まないといっ

たようなことも含めてしっかり対策していく必要があると思っております。

先日の校長会でもそういったことの趣旨は伝えてはいますけれども、改めて年度末、年度初めにかけて、再度周知しながら進めていきたいと考えております。

この件に関しまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、日程1の教育長報告は以上で終わりいたします。

次に、日程2、報告第26号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（令和5年度当初予算額（教育関係）について）の意思決定について」を議題いたします。

なお、本件から日程7報告第31号までの「臨時代理事項の報告について」につきましては、枚方市情報公開条例第5条第6号及び7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、報告第26号から報告第31号までの報告案件につきましては、非公開といたします。ここで、定例会は休憩いたします。休憩中の時間を使いまして教育委員会協議会を行います。

（休 憩）

（定例会当日時点は、ここから非公開部分）

○尾川教育長 ただいまから、定例会を再開いたします。

それでは、日程2、報告第26号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（令和5年度当初予算額（教育関係）について）の意思決定について」を議題いたします。説明を求めます。新内総合教育部長。

○新内総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第26号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

次に、議案書2ページをご覧ください。

報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございます、臨時代理第22号でございます。議案書3ページをご覧ください。臨時代理第22号、「議会の議決事項（令和5年度当初予算額（教育関係）について）の意思決定について」ご説明いたします。

本件につきましては、「教育長に委任する事務等に関する規則」第3条第2項の規定により、令和5年2月8日付で教育長が臨時代理したものでございます。「1. 臨時代理の内容」でございますが、4ページをご覧ください。令和5年度当初予算額（教育関係）の歳出を、費目ごとに表によりお示ししております。表の最上段、左から2列目の「本年度」欄をご覧ください。

令和5年度当初予算における、教育委員会関係の「第9款 教育費」の予算合計は、118億5,422万5,000円でございます。その内訳ですが、同じく「本年度」欄の部分をご覧下さい。項ごとにご説明いたします。

まず、「(1) 教育総務費」が34億1,445万6,000円、「(2) 小学校費」が28億3,137万3,000円、「(3) 中学校費」が20億9,697万8,000円、「(4) 幼稚園費」が5億9,706万6,000円、「(5) 社会教育費」が11億4,189万3,000円、「(6) 保健体育費」が17億7,245万9,000円となっております。「第3款 民生費」につきましては、「(2) 児童福祉費」が16億939万4,000円となっております。

次に、2列右の「比較」欄をご覧ください。令和4年度当初予算額との比較といたしまして、額の増減をお示ししております。項ごとの内訳と増減の大きい費目の要因についてご説明いたしますと、第9款の教育費においては、「第1項 教育総務費」のうち、「3. 教育研究費」が、2億994万円の増額となっております。これは、令和5年度から新たに設置する本市の自校通級指導教室の任期付常勤職員や、スクールソーシャルワーカーの増員等に伴うものでございます。「第2項 小学校費」のうち、「1. 小学校管理費」が9億4,583万9,000円の減額となっておりますのは、学校空調設備整備事業経費の減少等に伴うものでございます。これは、複数年にわたる体育館空調の整備経費について、令和4年度分を小学校費に、令和5年度分を中学校費に計上することとしたため、小学校費について、令和5年度予算は前年度から大幅な減額が生じたものでございます。「第3項 中学校費」のうち、「1. 中学校管理費」が6億3,946万3,000円の増額となっておりますのは、学校空調設備整備事業経費の増加等に伴うものでございます。これは、先ほどの小学校費の減額と対になるものでございますが、こちらは、大幅な増額となるものでございます。

次に、少し飛びまして、「第6項 保健体育費」のうち、「4. 学校給食費」が、1,853万4,000円の減額となっておりますのは、施設設備整備工事費の減少等に伴うものでございます。令和4年度当初予算と比較をいたしますと、教育費全体では、5,579万8,000円の減額となっております。

続きまして、表の下段、第3款の民生費においては、「第2項 児童福祉費」のうち、「8. 放課後児童対策費」は、前年度までの「留守家庭児童対策費」から名称変更したもので、3億4,891万7,000円の増額となっておりますが、これは令和5年度から総合型放課後事業を全校実施するための経費の増額等に伴うものでございます。

議案書5ページをご覧ください。ここからは歳入の概要について記載しておりますが、ここでは、令和5年度に新規で計上するものとして、前年度欄に「皆増」と表記されているものを中心に説明いたします。

表の最下段をご覧ください。「第15款 国庫支出金」、「第2項 国庫補助金」、「7. 教育費国庫補助金」の概要説明の「11. 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金」として、学校教育部教育研修課から1,093万9,000円を計上しております。これは、学校園ヘルプデスク業務委託料等に対する国庫補助金でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。「第16款 府支出金」、「第1項 府補助金」、「8. 教育費府補助金」の概要説明の「1. スクールサポートスタッフ配置事業費補助金」として、学校教育部教職員課から、661万9,000円を計上しております。これは、教職員の多忙化解消、児

童生徒に関わる時間や教材研究の時間の確保のため、学校にスクールサポートスタッフを配置することに対する府補助金でございます。

次に、「第20款 諸収入」、「第5項 雑入」「1. 雑入」の概要説明の「3. 留守家庭児童会室間食費負担金」といたしまして、学校教育部放課後子ども課から1億2,000万円を計上しております。これは、留守家庭児童会室のおやつ代について、これまで保護者会の費用として、公金外で徴収しおやつを購入を行っていたものを、紛失の防止や業務の効率化の観点から、保育料と同様に市が公金として徴収を行うこととしたことに伴う予算措置でございます。また、「6. 保険料等実費収入」といたしまして、学校教育部放課後子ども課から266万5,000円を計上しています。これは、放課後オープンスクエアへの参加に必要な実費費用として、保護者から児童の傷害保険料を徴収するための予算措置でございます。

議案書7ページをご覧ください。ここからは、歳出の概要について記載しておりますが、ここでは、令和5年度に新規で計上するものとして、前年度欄に「皆増」と表記されているもののほか、拡充事業にかかるものを中心に、ご説明いたします。

まず、「第9款 教育費」の「第1項 教育総務費」でございます。議案書の9ページ「3. 教育研究費」のうち、議案書の11ページをご覧ください。概要説明の「34. 中学校部活動地域連携事業経費」、「(1) 中学校部活動地域連携検討協議会費」として、学校教育部教育指導課から38万円を計上しております。これは、中学校部活動の地域移行に係る地域クラブ活動のあり方等について意見聴取を行うための協議会運営に必要な経費でございます。

議案書の12ページをご覧ください。「第2項 小学校費」の「1. 小学校管理費」でございます。議案書の13ページ、概要説明の「6. 学校園施設改善事業経費」「(2) 学校エレベーター整備事業経費」として、都市整備部施設整備室から4,911万2,000円を計上しております。これは、「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」に基づき、小学校にエレベーターを設置するため、2校で設計委託、1校で設置工事を実施するための経費でございます。また、「(3) 学校グラウンド改修事業経費」として、都市整備部施設整備室から520万円を計上しております。これは、水はけ等の改善が必要な学校グラウンドについて、改修工事を行うための経費でございます。

次に、「11. 学校水泳授業民間活用事業経費」として、総合教育部新しい学校推進室から4,413万5,000円を計上しております。これは、児童の泳力向上を図るため、小学校における水泳授業を、スイミングスクール等の民間事業者に委託するための経費で、令和5年度については、令和4年度に水泳授業を委託した6小学校に加えまして、新たに小学校5校程度の水泳授業を民間事業者に委託するものでございます。

なお、学校プール維持管理経費につきましては、本事業を実施することにより、事業実施校分の水道代や保守委託料が不要となったことから、約600万円程度の減額になっていると見込まれます。

次に、「12. 教育支援ソフト関連経費」として、学校教育部児童生徒支援課から1,320万円を計上しております。これは、支援教育において、一人一人に個別最適な指導を行うために、適切な教材を選択できる教育支援ソフトを全小学校に導入するための経費でございます。

議案書の14ページをご覧ください。「第3項 中学校費」の「1. 中学校管理費」でございます。

議案書の 15 ページをご覧ください。概要説明の「7. 学校園施設改善事業経費」「(2) 学校エレベーター整備事業経費」として、都市整備部施設計画課から 500 万円を計上しております。これは、小学校と同じく「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」に基づき、学校にエレベーターを設置するため、1 校で設計委託を実施するための経費でございます。また、「(3) 学校グラウンド改修事業経費」として、都市整備部施設計画課から 260 万円を計上しております。これも小学校と同じく、水はけ等の改善が必要な学校グラウンドについて、改修工事を行うための経費でございます。

次に、「9. 学校空調設備整備事業経費」として、都市整備部施設計画課から、5 億 7,397 万 2,000 円を計上しております。これは、教室棟などの空調設備の維持管理等に係る経費や、体育館空調設備の整備に係る工事請負費等でございます。

議案書の 16 ページをご覧ください。次に、「11. 教育支援ソフト関連経費」として、学校教育部児童生徒支援課から 570 万円を計上しております。これは、小学校費と同じく、支援教育に係る教育支援ソフトを全中学校に導入するための経費でございます。

議案書の 17 ページをご覧ください。「第 4 項 幼稚園費」でございます。

議案書の 18 ページをご覧ください。「1. 幼稚園費」、概要説明の「11. 幼稚園給食実施事業経費」として子ども未来部公立保育幼稚園課から、合計 3,124 万 4,000 円を計上しております。これは、幼稚園給食の実施に係る経費でございますが、幼稚園給食については、令和 5 年 10 月から新たに香里幼稚園と樟葉幼稚園での給食を開始することで、全ての公立幼稚園において給食を実施するものでございます。

ページ中ほどにございます「第 5 項 社会教育費」でございます。議案書の 19 ページ「3. 図書館費」でございます。議案書の 20 ページをご覧ください。概要説明の「11. 図書館オンラインシステム運営経費」、「(4) 電子図書館システム運営事業費」の「備品購入費」として、総合教育部中央図書館から 3,120 万円を計上しております。これは、電子書籍とタブレットの購入に係る経費で、財源といたしまして、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、電子書籍については約 5,000 コンテンツを新たに購入することで、電子図書館のさらなる充実を図るものでございます。

次に、「16. 子どもに本を届ける事業経費（子どもに本を届ける基金繰入金分）」として、総合教育部中央図書館から、450 万円を計上しています。これは、「枚方市子どもに本を届ける基金」へ積み立てた寄附金などを財源とし、絵本や児童書を購入し学校等へ届けるもので、令和 4 年度指定寄附金の増額が見込まれることから、令和 4 年度当初予算での 300 万円から 450 万円に増額し、電子書籍の児童書読み放題パック等を購入することで、子どもたちに多くの本を届けるために活用するものでございます。

議案書の 21 ページをご覧ください。「(6) 保健体育費」、「4. 学校給食費」でございます。

議案書の 22 ページをご覧ください。「7. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 学校臨時休業対策事業補助金」として総合教育部おいしい給食課から、1,226 万円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で給食が提供できなかった場合に、保護者等に給食費を返還するために必要な費用を、学校給食会に補助するための経費でございます。

次に、「8. コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応経費」「(1) 学校給食費支援事業費」として総合教育部おいしい給食課から、2,148 万 9,000 円を計上しております。これは、コロナ

禍やウクライナ問題などの社会情勢が重なり合い、多くの食材料費が高騰する中、保護者負担となる給食費を引き上げることなく安定的な給食提供を継続するため、学校給食会に補助するための経費でございます。

次に、「9. 中学校給食における全員給食実施事業経費」「(1) 第一学校給食共同調理場改修工事設計委託料」として総合教育部おいしい給食課から、911万円を計上しております。これは、中学校の全員給食に向けた取り組みを進めていくため、第一学校給食共同調理場の改修工事の設計委託を実施するものでございます。

次に、「第3款 民生費」、「8. 放課後児童対策費」でございます。

議案書の23ページをご覧ください。「5. 放課後オープンスクエア事業経費」として、学校教育部放課後子ども課から、872万9,000円を計上しております。これは、放課後に全ての児童が自主的で自由に遊べる場として、学校の一部を開放する「放課後オープンスクエア」を、令和5年度から小学校全校で実施するために必要な経費でございます。

次に、「6. 総合型放課後事業運営委託料」として、学校教育部放課後子ども課から、6億6,320万円を計上しております。これは、総合型放課後事業を令和5年度から、44小学校の半数に当たる22小学校を委託により運営するための経費でございます。

議案書24ページをご覧ください。債務負担行為設定分でございますが、「図書館オンラインシステム運営経費」をはじめ、ご覧のとおりでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、臨時代理第22号、「議会の議決事項（令和5年度当初予算額（教育関係）について）の意思決定について」の説明とさせていただきます。

以上、報告第26号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第26号を採決いたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

それでは、日程3、報告第27号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（令和4年度補正予算額（第10号）（教育関係）について）の意思決定について」を議題といたします。説明を求めます。新内総合教育部長。

○新内総合教育部長 ただいま上程いただきました、報告第27号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の25ページをご覧ください。

報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務と致しまして、特に緊急を要すると認められたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書26ページをご覧ください。報告は、ページ中段に記載の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書27ページをご覧ください。臨時代理第23号、「令和4年度補正予算額（第10号）（教

育関係) についての意思決定について」ご説明いたします。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年2月8日付で教育長が臨時代理したものでございます。「1. 臨時代理の内容」でありますが、次ページをご覧ください。令和4年度補正予算額(第10号)(教育関係)の歳出を、費目ごとに表によりお示ししております。表の最上段、左から3番目の欄「補正額」の列をご覧ください。令和4年度補正予算(第10号)における「第9款 教育費」の歳出補正予算額の合計は、37億8,417万4,000円の増額となっております。また、表の下段「第3款 民生費」における歳出補正予算額の合計は、1,514万円の増額となっております。それぞれの目ごとの内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、歳入及び歳出の概要でございますが、今回の補正の多くは、契約差金が発生し、決算見込み額が減少したことに伴う減額でございますので、ここでは、新規に計上するものについてご説明させていただきます。

歳入の概要につきまして、議案書の29ページをご覧ください。表の最上段「第15款 国庫支出金」、「第2項 国庫補助金」、「7. 教育費国庫補助金」、「概要説明」の「2. 学校保健特別対策事業費補助金」として、総合教育部新しい学校推進室から、4,860万円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品や備品の購入に対する国庫補助金で、一部は、歳出に合わせて、令和5年度に繰り越しを行うものでございます。

次に、「3. 民間資金等活用事業調査費補助金」として、総合教育部おいしい給食課から、1,000万円を計上しております。これは、民間活力導入の可能性や整備手法等の調査等を委託する公共施設整備等可能性調査委託料に係る国庫補助金で、中学校全員給食における新設の学校給食センターの施設整備について、可能性調査を実施するに当たり活用するため、歳出に合わせて令和5年度に繰り越しを行うものでございます。「4. 学校施設環境改善交付金」として、都市整備部施設整備室から7億7,200万5,000円を計上しております。これは、トイレの大規模改造等に対する国庫補助金でございます。このうち、一部につきましては、国の補正予算に対応するため、前倒しで予算計上したものであり、歳出に合わせて令和5年度に繰り越しを行うものでございます。

次に、「第16款 府支出金」、「第2項 府補助金」の「8. 教育費府補助金」、「概要説明」の「1. 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金」として、学校教育部児童生徒支援課から、240万2,000円を計上しております。これは、外部人材の活用や通学支援等の経費に対する府補助金でございます。

次に、「第18款 寄附金」、「第1項 寄附金」の「7. 教育関係寄附金」、「1. 指定寄附金」の、「概要説明」の「1. 指定寄附金 子どもに本を届けるために」として、総合教育部中央図書館から、783万1,000円を計上しております。これは、指定寄附金の決算見込み額が、当初に予定していた指定寄附額を上回るため増額補正するものでございます。

続きまして、歳出の概要につきまして、議案書の30ページをご覧ください。表7行目、ページ中ほど少し下でございます。「第9款 教育費」、「第2項 小学校費」の「1. 小学校管理費」、「概要説明」の「1. 運営経費」、「(1) 諸経費」の「光熱水費」として、総合教育部新しい学校推進室から763万1,000円を計上しております。これは、小学校の光熱水費のうち、ガス料金の高騰に伴う増額分でございます。その下、同じく概要説明の「2. 新型コロナウイルス感

染症対策経費」、「(1) 児童・生徒等の健康管理事業費」として、総合教育部新しい学校推進室から合計 6,578 万円を計上しております。これは、先ほど、歳入の概要でご説明いたしました国庫補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品と備品の購入に係るもので、一部は令和5年度に繰り越して執行するものでございます。

議案書の 31 ページをご覧ください。表の最上段でございます。「概要説明」の「6. 学校園施設改善事業経費」、「(1) 施設改善維持補修経費」、「イ. 工事請負費」として、9 億 7,022 万 9,000 円を、「(2) トイレ改善事業経費」、「イ. 工事請負費」として、13 億 7,700 万円を、都市整備部施設整備室から計上しております。これは、令和5年度当初予算で計上予定であったトイレの大規模改造等に係る工事請負費について、国の補正予算に対応するため前倒しで計上するもので、国庫補助金を活用し、令和5年度に繰越して執行するものでございます。

次に、表の 2 行下、ページ中ほどでございますが、「第3項 中学校費」の「1. 中学校管理費」をご覧ください。「概要説明」の「1. 運営経費」「(1) 諸経費」「光熱水費」として、総合教育部新しい学校推進室から 1,072 万 3,000 円を計上しております。これは、中学校の光熱水費のうち、ガス料金の高騰に伴う増額分でございます。

次に、「2. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 児童・生徒等の健康管理事業費」として、総合教育部新しい学校推進室から合計 3,142 万円を計上しております。これは、小学校費と同じく、国庫補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品と備品の購入に係るもので、一部は令和5年度に繰り越して執行するものでございます。

次に、「4. 学校園施設改善事業経費」、「(1) 施設改善維持補修経費」、「イ. 工事請負費」として、4 億 4,076 万 9,000 円を、「(2) トイレ改善事業経費」、「イ. 工事請負費」として、8 億 3,800 万円を、都市整備部施設整備室から計上しております。これも、小学校費と同じく、令和5年度当初予算で計上予定であったトイレの大規模改造等に係る工事請負費について、国の補正予算に対応するため前倒しで計上するもので、国庫補助金を活用し、令和5年度に繰越して執行するものでございます。

次に、議案書 32 ページをご覧ください。「第5項 社会教育費」、「3. 図書館費」の「概要説明」の「1. 分館（7カ所）管理運営経費」、「(1) 生涯学習市民センター・図書館6複合施設指定管理料」の「委託料」として、総合教育部中央図書館から 471 万 8,000 円を計上しております。これは、生涯学習市民センター・図書館について、光熱水費の値上げに伴う増加額の一部を指定管理料の増額により負担するための経費でございます。また、「(2) 諸経費」の「光熱水費」として、総合教育部中央図書館から 192 万円を計上しております。これは、香里ヶ丘図書館における光熱水費について、電気料金の高騰に伴う当初予算からの不足分に係る経費でございます。

次に、「2. 子どもに本を届ける基金積立金」、「(1) 指定寄附金分」として、総合教育部中央図書館から 783 万 1,000 円を計上しております。これは、ふるさと寄附金などを「枚方市子どもに本を届ける基金」へ積み立てを行うためのもので、指定寄附金の増額が見込まれることから、予算の増額を行うものでございます。

次に、「3. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 感染症拡大防止対策事業費」として、総合教育部中央図書館から 1,550 万円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電子書籍 2,500 タイトルを追加購入するための経費

でございます。

続きまして、「第6項 保健体育費」の「4. 学校給食費」でございますが、「概要説明」の「1. 運営経費」の「光熱水費」として、総合教育部おいしい給食課から、701万1,000円を計上しております。これは、蹉跎西学校給食共同調理場における光熱水費について、電気及びガス料金の高騰に伴う当初予算からの不足分に係る経費でございます。

次に、「2. 第一学校給食共同調理場運営経費」の「(1) 諸経費」「光熱水費」として、総合教育部おいしい給食課から、1,006万8,000円を計上しております。これは、第一学校給食共同調理場における光熱水費について、電気及びガス料金の高騰に伴う当初予算からの不足分に係る経費でございます。

次に、「3. コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応経費」、「(1) 学校給食費補助金」として、総合教育部おいしい給食課から、2億2,534万4,000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者の負担軽減の一環として、小学校給食における3学期分給食費の無償化を実施するための経費でございます。

次に、「4. 中学校給食における全員給食実施事業経費」、「(1) 学校給食施設整備等可能性調査委託料」として、総合教育部おいしい給食課から1,100万円を計上しております。これは、中学校全員給食の実施に向けて新設の学校給食センターの施設整備を行うに当たり、民間活力導入の可能性や整備手法等の調査を委託するための経費で、令和5年度に繰越して執行するものでございます。

次に、「第3款 民生費」、「第2項 児童福祉費」の「8. 留守家庭児童対策費」、「概要説明」の「2. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 感染症拡大防止対策事業費」の「備品購入費」として、学校教育放課後子ども課から2,086万5,000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、留守家庭児童会室の感染拡大防止を目的とした、座卓や自動水栓等を購入するための経費でございます。

次に、繰越明許費につきまして、議案書の33ページをご覧ください。

「(2) 小学校費」、「(3) 中学校費」及び「(6) 保健体育費」で、合計48億5,946万3,000円を次年度に繰り越すものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、臨時代理第23号、「議会の議決事項（令和4年度補正予算額（第10号）（教育関係）について）の意思決定について」の説明とさせていただきます。以上、報告第27号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第27号を採決いたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

それでは、日程4、報告第28号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について」を議題といたします。説明を求めます。位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第28号、臨時代理事項の報告について、

ご説明申し上げます。追加の議案書 1 ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書 2 ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書 3 ページをご覧ください。臨時代理第 24 号、議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定につきましてご説明をいたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 5 年 2 月 10 日付で教育長が臨時代理いたしましたものでございます。今回の改正は、本市の附属機関として、「枚方市支援教育充実審議会」を設置するためのものでございます。

議案書 5 ページ、新旧対照表をご覧ください。改正の内容は、同条例の別表 2 において、「枚方市教育振興基本計画策定審議会」の項の次に、「枚方市支援教育充実審議会」の項を加えるものでございます。改正により、新設する審議会の名称は、「枚方市支援教育充実審議会」、担当事務は、「生活上又は学習上の困難を有する児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実に関する調査審議」、委員の定数は、「15 人以内」、委員の構成は、「学識経験を有する者、教育に関する専門的知識を有する者、福祉に関する専門的知識を有する者、臨床心理に関する専門的知識を有する者、関係団体を代表する者」でございます。

恐れ入りますが、4 ページにお戻りください。ページ下段の附則でございますが、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 24 号の説明とさせていただきます。

以上、報告第 28 号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 28 号を採決いたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

（注）報告第 28 号については、その後、内容の修正が必要となったことから、第 3 回定例会において、一部修正した案件が提出され、承認されています。修正内容については、第 3 回定例会の会議録を参照してください。

それでは、日程 5、報告第 29 号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）の意思決定について」を議題といたします。説明を求めます。位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第 29 号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書 6 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務と

いたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書7ページをご覧ください。報告はページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書8ページをご覧ください。臨時代理第25号、議会の議決事項（枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）の意思決定につきまして、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年2月10日付で教育長が臨時代理をしたものでございます。今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、本市の条例についても、同様の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、児童の安全を確保するための取り組みを計画的に実施するための安全計画を策定し、設備の安全点検や職員への安全確保に係る研修や訓練等を実施すること、自動車を運行する場合の所在の確認に関すること、業務継続計画を策定し、職員に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること等を新たに追加するものでございます。なお、詳細につきましては、11ページからの新旧対照表をご参照ください。

議案書の10ページをご覧ください。中ほどに記載の附則でございますが、本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、安全計画等については、経過措置期間である令和6年3月31日までに策定するものです。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第25号の説明とさせていただきます。

以上、報告第29号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第29号を採決いたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

それでは、日程6、報告第30号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について」を議題といたします。説明を求めます。位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第30号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務と致しまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書16ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書 17 ページをご覧ください。臨時代理第 26 号、「議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定につきまして」、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 5 年 2 月 13 日付で教育長が臨時代理したものでございます。「1. 臨時代理の内容」でございますが、本市の教育職給料表につきましては、大阪府の教育職給料表に準じた取り扱いとしていますが、令和 4 年 12 月 23 日に大阪府の教育職給料表が改定され、令和 5 年 1 月 1 日から適用されました。これに伴いまして、枚方市職員給与条例等の一部改正につきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案書 28 ページの新旧対照表をご覧ください。まず、「枚方市職員給与条例の一部改正」として、附則第 6 項、附則別表第 1 及び附則別表第 2 を削り、別表第 5 を議案書 19 ページから 21 ページのように改めます。

恐れ入りますが、議案書 28 ページにお戻りください。次に、ページ中ほどの「枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係」として、附則第 6 項及び第 7 項を削り、附則第 8 項を附則第 6 項とし、附則第 9 項を附則第 7 項といたします。附則別表第 1 及び附則別表第 2 を削り、別表第 4 を議案書 23 ページから 25 ページのように改めます。

恐れ入りますが、議案書 29 ページをご覧ください。次に、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例関係」でございますが、令和 4 年 9 月定例月議会において審議・議決され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されるもので、内容につきましては変更はございませんが、「枚方市職員給与条例の一部改正」として、附則第 6 項を削ることから、所要の改正を議案書 29 ページから 31 ページまでのとおり、行うものでございます。

議案書の 27 ページ中段をご覧ください。附則といたしまして、第 1 項におきまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とし、第 2 項におきまして、「第 1 条の規定による改正後の枚方市職員給与条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。この場合において、第 1 条の規定による改正前の枚方市職員給与条例及び第 2 条の規定による改正前の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新職員給与条例及び新会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。」としています。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 26 号の説明とさせていただきます。

以上、報告第 30 号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 30 号を採決いたします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

(注) 報告第 30 号については、第 3 回定例会において本案件の修正案が提出され、承認されています。修正内容については、第 3 回定例会の会議録を参照してください。

それでは、日程 7、報告第 31 号「臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項 (枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の制定について) の意思決定について」を議題といたします。説明を求めます。位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第 31 号 臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の 32 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務と致しまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書 33 ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書 34 ページをご覧ください。臨時代理第 27 号、「議会の議決事項 (枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の制定について) の意思決定につきまして」、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 5 年 2 月 13 日付で教育長が臨時代理したものでございます。「1. 臨時代理の内容」でございますが、本市の市立小・中学校で使用する教科用図書は、教育委員会から枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問・答申を経て、教育委員会議の議決をもって採択しております。令和 5 年度は小学校、令和 6 年度は中学校の教科書採択を行うことから、採択過程における事務処理手続き等について精査を行い、当該選定委員会が持つ権能等に鑑みて、地方自治法に基づく附属機関とすることが現状よりも教科書採択過程に対する適正性等を確保できることから、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例を制定するものでございます。

議案書 35 ページをご覧ください。第 1 条において、地方自治法に基づく委員会とし、第 3 条において、担当事務を教科用図書に関する事項についての調査・審議としております。第 4 条におきまして、委員は 7 人以内とし、教育委員会の事務局の職員、校長、教員、そして児童又は生徒の保護者で委員会を構成するものとしております。第 5 条におきましては、必要な調査を行うために調査員を置くことができる旨を規定しております。

次ページでございますが、附則といたしまして、当該条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 27 号の説明とさせていただきます。

以上、報告第 31 号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 31 号を採決いたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

(定例会当日時点は、ここまで非公開部分)

ただいまから、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和 5 年第 2 回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

署名欄

_____(教育長) 尾 川 正 洋_____

_____(教育委員) 橋 野 陽 子_____